

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	水俣病訴訟（資料）
他言語論題 Title in other language	Lawsuits over Minamata Disease
著者 / 所属 Author(s)	遠藤 真弘 (Endo, Masahiro) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 前農林環境課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	785
刊行日 Issue Date	2016-6-20
ページ Pages	77-109
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	水俣病訴訟には、民事・行政・刑事の各訴訟がある。被害者の救済制度は訴訟を通じて創設・拡充されてきたが、現在も未救済者による訴訟が起こされており、新たな救済システムを求める声がある。

\*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 水俣病訴訟

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
前 農林環境課 遠藤 真弘

## 目 次

はじめに

### I 水俣病被害者の救済

- 1 患者認定に基づく救済
- 2 政治による救済
- 3 行政による救済
- 4 司法による救済

### II 水俣病をめぐる民事訴訟

- 1 水俣病患者による損害賠償請求訴訟
- 2 未認定患者による損害賠償請求訴訟（平成7年の政治解決まで）
- 3 未認定患者による損害賠償請求訴訟（平成16年最高裁判決から特措法まで）
- 4 未認定患者による損害賠償請求訴訟（平成25年最高裁判決以降）
- 5 上記以外の主な民事訴訟

### III 水俣病をめぐる行政訴訟

- 1 認定申請に係る訴訟（平成25年最高裁判決まで）
- 2 認定申請に係る訴訟（平成25年最高裁判決以降）
- 3 上記以外の主な行政訴訟

### IV 水俣病をめぐる刑事訴訟

- 1 主な刑事訴訟
- 2 不起訴処分となった主な刑事事件

### V 水俣病訴訟と救済制度の関係

おわりに

## 要 旨

水俣病事件に関する訴訟は、①原因企業、国又は県を被告とする民事訴訟（損害賠償の請求等）、②国、県等を被告とする行政訴訟（認定申請棄却処分の取消請求等）、③水俣病に係る刑事訴訟、の3つに分類できる。

水俣病被害者の救済制度は様々な訴訟を通じて創設・拡充されてきたが、最高裁判所の判決が出るたびに救済を受けていない被害者が新たな訴訟を起こすという流れが繰り返されており、救済問題の解決に向けて、新たな救済システムの構築を求める声がある。

## はじめに

水俣病<sup>(1)</sup>は、熊本県水俣市の新日本窒素肥料株式会社（当時。以下、現在の社名である「チッソ」という。）の工場及び新潟県鹿瀬町（現在の阿賀町）の昭和電工株式会社（以下「昭和電工」という。）の工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べた住民に生じた中毒性の神経系疾患である。工場排水を原因とする典型的な公害であり、健康被害は甚大かつ深刻なものとなった。昭和31年の公式確認から既に60年が経過しているが、未だ救済されていない被害者が新たな訴訟を提起するなど救済問題は現在も継続している。

本稿では、まずⅠで水俣病被害者の様々な救済方法を整理する。それを踏まえ、Ⅱ～Ⅳで個々の民事訴訟、行政訴訟、刑事訴訟について概要を示し、最後に、Ⅴで水俣病訴訟と救済制度の関係を論じることにより、水俣病をめぐる訴訟の全体像を明らかにしたい。

## Ⅰ 水俣病被害者の救済

水俣病の被害を受けた者に対する救済は、これまで様々な形で行われてきた。本章では、まず、救済方法について、患者認定に基づく救済、政治による救済、行政による救済、司法による救済の各観点から経緯と内容を概観する（ただし、政治による救済と行政による救済は相互に関連する部分があり、必ずしも明確に区別できない）。

### 1 患者認定に基づく救済

水俣病の患者補償が社会問題化したことから、昭和44年12月、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（昭和44年法律第90号。以下「救済法」という。）が成立し、救済法に基づく患者認定制度が始まった<sup>(2)</sup>。その後、認定制度は、「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）に引き継がれている<sup>(3)</sup>。

公健法に基づく水俣病の患者認定は、熊本県、鹿児島県、新潟県又は新潟市が行っている<sup>(4)</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報は平成28年4月25日現在のものである。

(1) 本稿では、原則として、熊本・鹿児島で発生した水俣病を「熊本水俣病」、新潟で発生した水俣病を「新潟水俣病」と呼び、発生地を限定しない場合は単に「水俣病」と呼ぶ。ただし、各訴訟に付した名称（通称）においては、熊本水俣病に係るものであっても単に「水俣病」としている場合がある。

本人の申請に基づき、検診と認定審査会<sup>(5)</sup>による審査を経て、県知事又は市長が認定又は棄却の処分を行う。救済法又は公健法に基づいて認定された患者（以下「認定患者」という。）には、同法に基づく補償給付<sup>(6)</sup>が行われる。なお、一定の条件を満たす者は、国の臨時水俣病認定審査会（臨水審）による審査を経て、国から認定又は棄却の処分を受けることができる<sup>(7)</sup>。

他方、昭和48年6～7月に、原因企業（チッソ、昭和電工）と患者団体との間でそれぞれ補償協定が結ばれた。同協定に基づき、認定患者には慰謝料、医療費、終身特別調整手当（年金）等の補償給付が行われる（表1）。協定締結以降に認定された患者も、希望すれば補償協定が適用される。認定患者は、公健法に基づく補償給付、又は補償協定に基づく補償給付のいずれかを選択できるが、より有利とされる後者の補償給付を選んでいる<sup>(8)</sup>。

## 2 政治による救済

### (1) 平成7年の政治解決

昭和50年代半ば以降、認定申請を棄却された、あるいは処分が下されないなどの理由で患者の認定を受けていないが、自らを水俣病患者であると主張する者（以下「未認定患者」という。）による損害賠償請求訴訟が相次いで提起された。裁判所の和解勧告にもかかわらず解決への見通しが立たない状態が続いたため、当時の与党3党が未認定患者を救済するための解決策「水俣病問題の解決について」を提案し、平成7年、合意に至った<sup>(9)</sup>。

これにより、四肢末梢優位の感覚障害<sup>(10)</sup>を有するなど一定要件を満たす者に対し、一時金（260万円）を支払うとともに、医療手帳を交付し、医療費の自己負担分、療養手当等を支給すること、また、要件を満たさない場合であっても、一定の神経症状がある者には、保健手帳を交付し、はり・きゅう施術費及び温泉療養費を支給することが決まった（表1）。

### (2) 特措法

平成16年の最高裁判所判決<sup>(11)</sup>後、未認定患者による新たな訴訟や認定申請が相次いだことから、与野党の協議を経て、議員立法により「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号。以下「特措法」という。）が成立した<sup>(12)</sup>。

同法は、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、かつ、

(2) 同法制定以前には法律に基づかない患者認定制度が存在した。熊本水俣病において、患者とチッソとの見舞金契約（後述の「Ⅱ1(2)熊本水俣病第一次訴訟」を参照のこと。）に基づき、昭和34年12月に「水俣病患者診査協議会」が設置されたことが患者認定制度の始まりとされる（水俣市「水俣病—その歴史と教訓—」2007, p.19. <[http://www.minamata195651.jp/pdf/kyoukun\\_2007/kyoukun\\_all.pdf](http://www.minamata195651.jp/pdf/kyoukun_2007/kyoukun_all.pdf)>）。

(3) 救済法は、公健法の施行に伴い廃止された。

(4) 水俣病の患者認定は、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）が定める第一号法定受託事務である。

(5) 正式には「公害健康被害認定審査会」（救済法では「公害被害者認定審査会」という。県又は市に置かれる。

(6) 療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、児童補償手当、療養手当、葬祭料がある。

(7) 水俣病の認定業務を促進するため、特例として国が水俣病の患者認定等に関する処分を行う制度であり、「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」（昭和53年法律第104号）により昭和54年に導入された。臨水審は、同法施行令（昭和54年政令第18号）が規定している。同制度により認定を受けた者は、公健法に基づく認定を受けた者とみなされる。導入経緯については、後述の「Ⅲ1(1)水俣病認定不作為違法確認訴訟」を参照のこと。

(8) 神戸秀彦「水俣病特措法と水俣病被害者の救済」『法政理論』44巻4号, 2012.3, p.47.

(9) 後述の「Ⅱ2(7)裁判所の和解勧告と平成7年の政治解決による訴訟の終結」を参照のこと。

(10) 手足の先の方の感覚が鈍い状態をいう。

(11) 詳しくは、後述の「Ⅱ3(1)水俣病関西訴訟」を参照のこと。

(12) 後述の「Ⅱ3(8)特措法の制定とノーモア・ミナマタ訴訟の終結」を参照のこと。

四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費（医療費の自己負担分等）及び療養手当の支給に関する方針を定めるとしている<sup>(13)</sup>。

### 3 行政による救済

#### (1) 水俣病総合対策事業

平成7年の政治解決に先立ち、未認定患者による損害賠償請求訴訟を受けて、環境庁（当時）は、行政上の措置として未認定患者に対する水俣病総合対策事業を開始し、平成4年6月から平成7年3月まで申請を受け付けた。同事業は、医療事業（以下「総合対策医療事業」という。）と健康管理事業（地域住民の検診等）を柱とする。総合対策医療事業では、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分、療養手当等を支給する（表1）。

その後、平成7年の政治解決を受けて、総合対策医療事業の申請受付が平成8年1月から同年7月まで再開された。また、療養手帳が医療手帳へ移行するとともに、新たに四肢末梢優位の感覚障害以外の一定の神経症状を有する者に保健手帳を交付し、はり・きゅう施術費・温泉療養費を支給することになった（表1）。さらに、平成16年の最高裁判所判決<sup>(14)</sup>後となる平成17年、総合対策医療事業の内容が拡充されるとともに（表1）、拡充後の保健手帳については申請受付が平成17年10月から平成22年7月まで再開された。

表1 水俣病認定患者又は未認定患者に対する救済内容（司法による救済を除く）

救済策（開始時期）	対象者	慰謝料又は一時金	医療費等
補償協定（昭和48年）	認定患者 （補償協定による補償給付を選択した者）	チツソ： 1600～1800万円 昭和電工：1500万円	医療費、医療手当、終身特別調整手当（年金）等
総合対策医療事業（平成4年）	未認定患者 （四肢末梢優位*）	なし	【療養手帳】医療費の自己負担分、療養手当等 ＜平成8年、医療手帳に移行＞
平成7年の政治解決（平成8年） ※平成17年に一部拡充	未認定患者 （四肢末梢優位*）	260万円	【医療手帳】医療費の自己負担分、療養手当、はり・きゅう施術費 ※平成17年、温泉療養費を追加
	未認定患者 （四肢末梢優位以外**）	なし	【保健手帳】はり・きゅう施術費・温泉療養費 ※平成17年、医療費の自己負担分を追加 ＜平成22年以降、水俣病被害者手帳（療養手当なし）に統合＞
特措法に基づく救済措置（平成22年）	未認定患者 （四肢末梢優位*又はこれに準ずる者）	210万円	【水俣病被害者手帳（療養手当あり）】医療費の自己負担分、療養手当、はり・きゅう施術費・温泉療養費
	未認定患者 （一定の感覚障害等***）	なし	【水俣病被害者手帳（療養手当なし）】医療費の自己負担分、はり・きゅう施術費・温泉療養費

\* 通常レベルを超えるメチル水銀曝露を受けた可能性があり、四肢末梢優位の感覚障害がある者。

\*\* 通常レベルを超えるメチル水銀曝露を受けた可能性があり、四肢末梢優位の感覚障害以外で一定の神経症状がある者。

\*\*\* 一定の感覚障害があり、かつ水俣病に見られる10症状（しびれ、ふるえ等）のいずれかがある者。

（出典）水俣市「水俣病—その歴史と教訓—」2007, p.23. <[http://www.minamata195651.jp/pdf/kyoukun\\_2007/kyoukun\\_all.pdf](http://www.minamata195651.jp/pdf/kyoukun_2007/kyoukun_all.pdf)>; 新潟県「新潟水俣病のあらまし＜平成24年度改訂＞」2013.3, p.34. <[http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML\\_Article/411/244/Minamata%20disease,0.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/411/244/Minamata%20disease,0.pdf)>; 中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について（答申）」1991.11.26; 「水俣病対策について」（平成7年12月15日閣議了解）; 環境省「今後の水俣病対策について」2005.4.7; 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」（平成22年4月16日閣議決定）等を基に筆者作成。

(13) 具体的内容は、後述の「I 3 (2) 特措法に基づく救済措置」を参照のこと。

(14) 詳しくは、後述の「II 3 (1) 水俣病関西訴訟」を参照のこと。

## (2) 特措法に基づく救済措置

平成 22 年 4 月、政府は、特措法に基づく救済措置の方針を閣議決定し、平成 22 年 5 月から平成 24 年 7 月まで申請を受け付けた。その内容は以下のとおりである（表 1 も参照）。

①過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者に対し、原因企業は一時金 210 万円を支払い、関係県は水俣病被害者手帳を交付し、療養費（医療費の自己負担分等）及び療養手当を支給する。②一時金対象者ほどの感覚障害を有しないが一定の感覚障害を有し、かつ水俣病に見られる 10 症状のいずれかを有する者には、関係県が水俣病被害者手帳を交付し、療養費（医療費の自己負担分等）を支給する。また、③総合対策医療事業の保健手帳は、水俣病被害者手帳に統合される。

## 4 司法による救済

水俣病事件に関する訴訟は、①原因企業、国又は県を被告とする民事訴訟、②国、県等を被告とする行政訴訟、③水俣病に係る刑事訴訟、の 3 つに分類できる。①は、慰謝料等の損害賠償を求める訴訟が中心であり、確定判決に基づき原告に慰謝料等が支払われている。②は、未認定患者が県などに対して認定申請棄却処分の取消しや認定の義務付けを求める訴訟、あるいは認定処分の遅れが違法であることの確認を求める訴訟などである。

以下では、主な訴訟を取り上げ、その経緯、判示内容、救済等への影響などを概説する。

## II 水俣病をめぐる民事訴訟

本章では、水俣病をめぐる民事訴訟を、①水俣病患者による損害賠償請求訴訟、②未認定患者による損害賠償請求訴訟、③その他の主な民事訴訟に分け、各訴訟の概要を説明する。②については、未認定患者の救済に係る重要な出来事として、平成 7 年の政治解決、平成 16 年 10 月 15 日の最高裁判所判決<sup>(15)</sup>、特措法の制定、平成 25 年 4 月 16 日の最高裁判所判決<sup>(16)</sup>があげられるので、これらを区切りとしてさらに 3 期間（平成 7 年の政治解決まで、平成 16 年最高裁判決から特措法まで、平成 25 年最高裁判決以降）に分けて説明する。

### 1 水俣病患者による損害賠償請求訴訟

新潟水俣病第一次訴訟（昭和 42 年提訴）と熊本水俣病第一次訴訟（昭和 44 年提訴）は、救済法に基づく水俣病認定制度が始まる前に提起された訴訟で、水俣病の原因になったとされる企業に対して損害賠償を求めたものである。両判決とも、企業の過失責任を認め、慰謝料の支払いを命じており、その後結ばれた補償協定に影響を与えている。

#### (1) 新潟水俣病第一次訴訟

昭和 39 年以降、新潟県の阿賀野川下流域の住民に原因不明の神経疾患患者が現れた。患者

(15) 詳しくは、後述の「II 3 (1) 水俣病関西訴訟」を参照のこと。

(16) 水俣病の認定申請に係る 2 件の行政訴訟において、最高裁判所がいずれも平成 25 年 4 月 16 日に出した 2 つの判決を指す。後述の「III 1 (3) 水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟（M 氏訴訟）」、「III 1 (4) 水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟（F 氏訴訟）」を参照のこと。

を診察した新潟大学の教授は、昭和40年5月、「原因不明の有機水銀中毒患者が阿賀野川下流域に散発している」と県に報告した（新潟水俣病公式確認）。昭和42年4月には、厚生省（当時）の新潟水銀中毒事件特別研究班が、この事件は昭和電工の工場排水で汚染された阿賀野川の川魚を多食したことによるメチル水銀中毒であると報告した。<sup>(17)</sup>

昭和42年4月、阿賀野川下流域に住む水俣病患者は、昭和電工を被告として損害賠償請求訴訟を起こした。新潟地方裁判所昭和46年9月29日判決は、工場排水と水俣病との因果関係を認めた上で、化学企業には有害物質を含む排水を放出しないよう管理する義務があるとして昭和電工の過失責任を認め、慰謝料として患者1人につき100～1000万円を支払うよう命じた<sup>(18)</sup>。昭和電工は控訴せず、判決は確定した。

## (2) 熊本水俣病第一次訴訟

昭和20年代後半から、熊本県の水俣湾やその沿岸一帯で魚介類や猫に異変が見られるようになった。昭和31年には、チッソの水俣工場附属病院が「原因不明の脳症状を呈する患者4人が入院した」と水俣保健所に報告した（水俣病公式確認）<sup>(19)</sup>。昭和34年7月、熊本大学等が水俣病の原因は水銀と考えられると報告すると、チッソに補償を求める動きが活発になり、同年12月、患者団体である水俣病患者家庭互助会とチッソとの間で「見舞金契約」が結ばれた<sup>(20)</sup>。

その後、水俣病の原因をめぐる論争を経て、昭和43年9月に、チッソ水俣工場から排出されたメチル水銀化合物が水俣病の原因であるとする政府公式見解が出されたことを受け、再び患者補償の問題が持ち上がった。厚生省は、問題解決を斡旋するための委員会を設置することにしたが、水俣病患者家庭互助会は、委員会による斡旋を求める患者（一任派）と、チッソとの直接交渉を求める患者とに分裂した。後者は、その後のチッソとの交渉が進展しないことから訴訟による決着を図ることになった（訴訟派）。

昭和44年6月、訴訟派の患者は、チッソを被告として損害賠償請求訴訟を起こした。熊本地方裁判所昭和48年3月20日判決は、化学工場が廃水を放流するときは危険を防止する注意義務があったとした上でチッソの過失責任を認め、慰謝料として患者1人につき1600～1800万円を支払うよう命じた。見舞金契約については、チッソが患者の無知、窮迫に乗じて極めて低額の見舞金や権利放棄条項<sup>(21)</sup>に応じさせたもので、公序良俗に反するとしてこれを無効とした。チッソは控訴せず、判決は確定した。<sup>(22)</sup>

## (3) 補償協定の締結

チッソと患者団体は、熊本水俣病第一次訴訟の判決が確定した後の昭和48年7月、補償協定を結んだ。補償協定における慰謝料（1600～1800万円）は、同判決が示した慰謝料と同じ水準で

(17) 新潟県福祉保健部生活衛生課編「新潟水俣病のあらまし＜平成24年度改訂＞」2013.3, pp.10-11. <[http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML\\_Article/411/244/Minamata%20disease,0.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/411/244/Minamata%20disease,0.pdf)>;「阿賀野川の「水俣病」“犯人”は昭電工場 厚生省で結論を出す」『読売新聞』1967.4.19.

(18) 「新潟水俣病損害賠償請求事件第一審判決」『判例時報』642号, 1971.10.21, p.97.

(19) 水俣市 前掲注(2), p.5.

(20) 同上, p.18. 患者団体が求める補償額は1人につき300万円であったが、見舞金契約では、死者30万円、生存者年金（成人10万円、未成年者3万円）、葬祭料2万円等とされた。

(21) 患者側は、将来水俣病がチッソの工場に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする、という内容である。

(22) 「熊本水俣病損害賠償請求事件第一審判決」『判例時報』696号, 1973.4.21, pp.15-16.

ある。他方、昭和電工と患者団体との間でも交渉が進められた。当初、昭和電工は、新潟水俣病第一次訴訟の確定判決に準じた補償額を示した<sup>(23)</sup>が、患者側は額が低すぎるとして折り合わず、結局、熊本水俣病第一次訴訟の判決が出た後に昭和電工が譲歩し、昭和48年6月に慰謝料（1500万円<sup>(24)</sup>）等を内容とする補償協定が結ばれた。

認定患者（協定締結以降に認定された患者を含む。）は、希望すれば補償協定に基づく補償給付を受けることができるため、公健法に基づく患者認定と原因企業による補償給付とが結びついた補償システムが成立し<sup>(25)</sup>、認定患者の補償問題は一応の解決を見た。

## 2 未認定患者による損害賠償請求訴訟（平成7年の政治解決まで）

昭和48年以降は、未認定患者による損害賠償請求訴訟が提起された。各訴訟では未認定患者の罹患の判断、特に当時遅れていた認定業務を促進するため環境庁が昭和52年に発した通知<sup>(26)</sup>（以下「52年判断条件」という。）などが争点となった。「52年判断条件」は、有機水銀の曝露歴に加え、ハンターラッセル症候群の諸症状（感覚障害、運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄等）のうち感覚障害を含む症状の組合せを認定要件としている。また、国や県を被告として「国家賠償法」（昭和22年法律第125号）に基づく責任を追及する訴訟が現れた。

### (1) 熊本水俣病第二次訴訟

昭和48年1月、未認定患者は、チッソを被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を起こした。本訴訟の原告は未認定患者であることから、原告が水俣病に罹患しているかどうかが主な争点となった。

第一審において、熊本地方裁判所昭和54年3月28日判決は、水俣病をハンターラッセル症候群の症状などを具備したものに限定せず、出生地、生育歴、食生活等を踏まえ、症状が有機水銀摂取の影響であることが否定できない場合にはこれを損害賠償請求の対象とするとの立場を示し、未認定患者14人のうち12人につき水俣病の罹患を認め、チッソに対し、慰謝料として1人につき500～2800万円の支払いを命じた<sup>(27)</sup>。同判決に対し、原告、被告とも控訴した。

控訴審において、福岡高等裁判所昭和60年8月16日判決は、基本的に第一審の判断を是認し、未認定患者5人<sup>(28)</sup>のうち4人の罹患を認め、チッソに対し、慰謝料として1人につき600～1000万円の支払いを命じた。罹患の判断については、知覚障害だけでも疫学条件（家族の水俣病症状など）が極めて高度と認められれば反証のない限り罹患を認定できるとした。また、「52年判断条件」は、補償協定に基づく補償給付を受けるに適する患者を選ぶための判断条件になっており、広範囲の病像を示す患者を網羅的に認定するための要件としては厳しすぎるとした。同判決に対する上告はされず、判決は確定した。<sup>(29)</sup>

なお、控訴審判決が「52年判断条件」に言及したことを受けて、環境庁は「水俣病の判断条

<sup>(23)</sup> 「昭電が四ランク回答 判決にはほぼ準じる」『読売新聞』1972.9.1.

<sup>(24)</sup> 死亡者、重症者以外の患者にはまず1000万円を支払い、死亡等の時点でさらに500万円を支払う。

<sup>(25)</sup> 前述の「I-1 患者認定に基づく救済」を参照のこと。

<sup>(26)</sup> 環境庁企画調整局環境保健部長「後天性水俣病の判断条件について（通知）」（環保業第262号昭和52年7月1日）

<sup>(27)</sup> 「熊本水俣病民事第二次訴訟第一審判決」『判例時報』927号，1979.7.21，pp.15-16.

<sup>(28)</sup> 第一審判決後に認定を受けた患者9人がチッソと和解したため、控訴審での未認定患者は5人となった。

<sup>(29)</sup> 「熊本水俣病第二次訴訟控訴審判決」『判例時報』1163号，1985.11.1，pp.12-13.

件に関する医学専門家会議」を招集し、同条件の医学的な妥当性を検討したが、昭和 60 年 10 月、同会議は同条件が妥当であると結論付けている<sup>(30)</sup>。

## (2) 熊本水俣病第三次訴訟

未認定患者は、チッソ、国、熊本県を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求め訴訟を起こした。

昭和 55 年 5 月に提訴された第 1 陣訴訟において、熊本地方裁判所昭和 62 年 3 月 30 日判決は、汚染防止の注意義務を怠ったとしてチッソの過失責任を認めたほか、国及び熊本県については工場廃水の排出停止等の規制権限を行使する義務があったにもかかわらず、これを行使せず原告に損害を与えたとして損害賠償責任を認めた。賠償額については、未認定患者 70 人中、提訴後に認定を受けて補償協定に基づく補償給付を受けた 5 人を除き、チッソ、国及び熊本県に対し、慰謝料として 1 人につき 300～2000 万円を支払うよう命じた。また、「52 年判断条件」については、水俣病の要件として狭すぎるとした。同判決に対し、被告（チッソ、国、熊本県）と、損害賠償請求を棄却された 5 人のうち 3 人が福岡高等裁判所に控訴した<sup>(31)</sup>が、最終的に平成 7 年の政治解決により終結<sup>(32)</sup>した。<sup>(33)</sup>

昭和 56 年 7 月に提訴された第 2 陣訴訟において、熊本地方裁判所平成 5 年 3 月 25 日判決は、チッソの過失責任、国及び熊本県の規制権限不行使による被害拡大の責任を認め、未認定患者 118 人のうち健康障害と有機水銀との因果関係が認められた 105 人について、チッソ、国及び熊本県に対し、慰謝料として 1 人につき 400～800 万円を支払うよう命じた。ただし、国及び熊本県の責任範囲はチッソの一割程度とした。また、因果関係の判断における「高度の蓋然性」<sup>(34)</sup>を証明するための要件について、疫学的事項（家庭内に認定患者がいる等）を満たす者は、四肢末梢優位の感覚障害が認められれば一部の例外<sup>(35)</sup>を除いて有機水銀による健康障害であるとしたが、疫学的事項を満たさない者については「52 年判断条件」で判断せざるを得ないとした。同判決に対し、被告（チッソ、国、熊本県）と、損害賠償請求を棄却された 13 人のうち 12 人が福岡高等裁判所に控訴した<sup>(36)</sup>が、最終的に平成 7 年の政治解決により終結した。<sup>(37)</sup>

なお、熊本水俣病第三次訴訟は、第 1 陣から第 16 陣まで提起されたが、第一審判決が出されたのは第 1 陣及び第 2 陣のみであり、第 3 陣以降は平成 7 年の政治解決により終結した。

## (3) 新潟水俣病第二次訴訟

新潟水俣病の未認定患者は、昭和電工と国を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償

(30) 「水俣病「現行基準は妥当」環境庁専門会議が結論」『朝日新聞』1985.10.13.

(31) 「水俣病原告 3 人も福岡高裁へ控訴」『読売新聞』1987.4.14.

(32) 本稿では、訴えの取下げ、請求の放棄・認諾又は裁判上の和解による民事訴訟の終了を「終結」と呼ぶ。

(33) 「熊本水俣病民事第三次訴訟第一陣第一審判決」『判例時報』（臨時増刊）1235 号，1987.8.5，pp.3-5.

(34) 訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果を招いた関係を是認し得る程度（高度の蓋然性）の証明により、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るもので足りる、とする考え方があり（最高裁判所第二小法廷昭和 50 年 10 月 24 日判決。いわゆる「東大病院ルンパール事件」）。

(35) 剖検結果で脳及び小脳に特徴的な病変が認められない場合及び感覚障害が他の疾患によるものであることが明らかな場合。

(36) 「第 3 次水俣訴訟 請求棄却の原告も高裁に控訴」『読売新聞』1993.4.9.

(37) 「熊本水俣病民事第三次訴訟第二陣第一審判決」『判例時報』1455 号，1993.7.1，pp.6-7，211-212.

を求める訴訟を起こした。

昭和 57 年 6 月に提訴された第 1 陣訴訟について、新潟地方裁判所平成 4 年 3 月 31 日判決は、昭和電工の過失責任を認め、未認定患者 91 人のうち 88 人について、慰謝料として 1 人につき 250～750 万円を支払うよう命じた。国の責任については、昭和 34～36 年当時の水俣病に関する知見、企業側の対応、測定分析技術などの状況に照らして、国による行政指導や規制権限の行使を義務付けるだけの合理的な根拠がないとする立場を示し、国に対する請求を棄却した。罹患の判断については、四肢末梢優位の感覚障害が存在する者であって、疫学条件が高度であると認められ、かつ、一定の条件<sup>(38)</sup>を満たせば罹患しているものと推認できるとした。同判決に対して、昭和電工と未認定患者 91 人が東京高等裁判所に控訴した<sup>(39)</sup>が、最終的に平成 7 年の政治解決により終結した。<sup>(40)</sup>

なお、新潟水俣病第二次訴訟は、第 1 陣から第 8 陣まで提起されたが、第一審判決が出されたのは第 1 陣のみであり、第 2 陣以降は平成 7 年の政治解決により終結した。

#### (4) 水俣病東京訴訟

昭和 59 年 5 月、首都圏等に移り住んだ未認定患者は、チッソ、チッソの子会社 3 社、国、熊本県の計 6 者を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を起こした。チッソの子会社 3 社への訴えは、3 社がチッソの責任回避のために設立されたものであり実態としてチッソの一部門にすぎないなどとして、親会社と同様の損害賠償を求めたものである<sup>(41)</sup>。

東京地方裁判所平成 4 年 2 月 7 日判決は、チッソへの請求については、未認定患者 64 人のうち 42 人に対して、健康障害の程度等に大きな違いはないと判断し、一律の慰謝料として 1 人につき 350 万円を支払うよう命じた。しかし、国と熊本県については、当時、規制権限を行使する要件は充足されていなかったなどとして請求を棄却し、チッソの子会社についても原告の主張を認めず請求を棄却した。また、「52 年判断条件」は基本的に妥当であり、四肢の感覚障害のみでは水俣病に罹患している「高度の蓋然性」<sup>(42)</sup>があるとは言えないとしたが、それでも相当程度以上の罹患の可能性がある<sup>(43)</sup>と認められる 42 人については賠償責任を認めるのが妥当であるとした。<sup>(43)</sup>

同判決に対し、チッソ及び原告が東京高等裁判所に控訴したが、最終的に平成 7 年の政治解決により終結した。なお、同判決は本訴訟に係る原告の一部に対するものであり<sup>(44)</sup>、残る原告に係る訴訟は引き続き東京地方裁判所に係属したが、やはり平成 7 年の政治解決により終結した。

#### (5) 水俣病京都訴訟

昭和 60 年 11 月、関西等に移り住んだ未認定患者は、チッソ、チッソの子会社 3 社、国、熊本

38) 四肢末梢優位の感覚障害について罹患の可能性が指摘される他の疾患によるものでないことの鑑別ができる場合、あるいは、罹患の可能性が指摘される他の疾患によるものである可能性が極めて低い場合。

39) 「新潟水俣病訴訟判決 患者側が東京高裁へ控訴」『読売新聞』1992.4.14.

40) 「新潟水俣病第二次訴訟第一陣第一審判決」『判例時報』1422 号, 1992.8.11, pp.41-42, 65.

41) 宮島司「法人格否認の法理と完全子会社の不法行為に基づく損害賠償責任—水俣病東京訴訟第一審判決—」『ジュリスト』1024 号, 1993.6.10, pp.104-105.

42) 前掲注34を参照のこと。

43) 「水俣病東京訴訟第一審判決」『判例時報』（臨時増刊）1992.4.25, pp.9-10.

44) 本訴訟の原告数は 400 人を超える。同判決は、そのうち原告 74 人（未認定患者 64 人）に対するものである。

県の計6者を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を起こした。

京都地方裁判所平成5年11月26日判決は、未認定患者46人のうち38人について健康障害と有機水銀との因果関係を認め、慰謝料として1人につき300～700万円の支払いを命じた。被告の責任については、チッソの責任を認めたほか、国及び熊本県にも工場排水に関する規制権限行使の義務が生じていたとされる昭和35年1月以降に不知火（しらぬい）海の魚介類を摂食して罹患した者に対する国家賠償法上の損害賠償責任を認めた。ただし、38人のうち5人については昭和35年1月以降の摂食が認められないとしてチッソの責任のみを認めた。チッソの子会社については請求を棄却した。罹患の判断については、高い程度のメチル水銀曝露経験がある者であって、少なくとも四肢末梢優位の感覚障害が認められ、その症状が他の疾患に起因すると合理的に認められない場合は、罹患しているものと判断するとした。<sup>(45)</sup>

同判決に対し、チッソ、国、熊本県、原告が大阪高等裁判所に控訴したが、最終的に平成7年の政治解決により終結した。なお、同判決は本訴訟に係る原告の一部に対するものであり<sup>(46)</sup>、残る原告に係る訴訟は引き続き京都地方裁判所に係属したが、やはり平成7年の政治解決により終結した。

#### (6) 水俣病福岡訴訟

昭和63年2月、福岡県等に移り住んだ未認定患者は、チッソ、チッソの子会社3社、国、熊本県の計6者を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を福岡地方裁判所に起こした<sup>(47)</sup>。追加提訴が相次ぎ、本訴訟は第1陣から第5陣まで提起されたが、平成7年の政治解決により終結した。

#### (7) 裁判所の和解勧告と平成7年の政治解決による訴訟の終結

熊本水俣病第三次訴訟以降の各訴訟で争いが続く中、平成2年9月、東京地方裁判所（水俣病東京訴訟）は、「早期解決のためには、話し合いによる解決を図るほかはない」として、初めて和解を勧告した<sup>(48)</sup>。これに続き、同年11月までに熊本地方裁判所（熊本水俣病第三次訴訟第2陣以降）、福岡高等裁判所（熊本水俣病第三次訴訟第1陣）、福岡地方裁判所（水俣病福岡訴訟）、京都地方裁判所（水俣病京都訴訟）から相次いで和解勧告が出された<sup>(49)</sup>。和解に対して、原告、チッソ、熊本県は前向きな姿勢を示したが、国は一貫して拒否する姿勢を示した<sup>(50)</sup>。その後、一部の訴訟で第一審判決が出されたものの控訴によって争いは継続された。解決への見通しが立たない状態が続く中、高齢化の進んだ未認定患者の間では「生きているうちに救済を」という声が次第に高まっていった。

平成6年6月に発足した村山富市内閣は水俣病問題の解決に意欲を示し、当時の与党3党（自由民主党、社会党、新党さきがけ）が解決策の検討に入った。平成7年には、熊本水俣病の被害者

(45) 「水俣病京都訴訟第一審判決」『判例時報』1476号、1994.2.1, pp.3, 5-7, 10.

(46) 本訴訟の原告数は140人を超える。同判決は、そのうち原告46人（全員が未認定患者）に対するものである。

(47) 「未認定患者8人、福岡でも水俣病訴訟」『日本経済新聞』（西部版）1988.2.19, 夕刊。

(48) 水俣市 前掲注(2), p.32.

(49) 同上, p.33.

(50) 環境庁は裁判での和解を拒否する一方で、平成3年2月、中央公害対策審議会（当時）に水俣病の抜本対策について諮問し、その答申を受けて行政上の措置として未認定患者を対象とする水俣病総合対策事業を開始した。前述の「I 3 (1) 水俣病総合対策事業」を参照のこと。

団体、関係省庁、熊本県などとの調整が進められ、同年9月、与党3党は解決策を決定し、同年12月までに関係当事者間での合意がなされた（平成7年の政治解決<sup>(51)</sup>）。これを受けて、平成8年5月、未認定患者は訴えを取り下げ（チッソとは一部和解）、一部の訴訟を除いて熊本水俣病に係る各訴訟は終結した。

他方、新潟水俣病では第二次訴訟（第1～8陣）が係争中であり、未認定患者は「あくまで判決を求める」とする姿勢を続けていたが、村山内閣の発足後、和解を求める方針に転換し<sup>(52)</sup>、平成7年12月、被害者団体と昭和電工は、平成7年の政治解決（熊本水俣病）の内容をベースにした協定を締結した。これを受けて、平成8年2月、未認定患者は、東京高等裁判所（第1陣）、新潟地方裁判所（第2～8陣）において昭和電工と和解し、国への賠償請求も取り下げ、訴訟は終結した。

### 3 未認定患者による損害賠償請求訴訟（平成16年最高裁判決から特措法まで）

上述のとおり、ほとんどの損害賠償請求訴訟は平成8年に終結した。しかし、水俣病関西訴訟については平成7年の政治解決を受け入れず上告審まで争われた。上告審判決は、最高裁判所として初めて国及び熊本県の責任を認めるものとなり、その後は、再び未認定患者による新たな損害賠償請求訴訟が次々と起こされることとなった。

#### (1) 水俣病関西訴訟

昭和57年10月、関西に移り住んだ未認定患者は、チッソ、国、熊本県を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を起こした。

第一審において、大阪地方裁判所平成6年7月11日判決は、未認定患者59人のうち42人に関してチッソの損害賠償責任を認め、慰謝料として1人につき300～800万円を支払うよう命じた。国及び熊本県の責任については、規制権限を行使せず被害の発生拡大防止を怠ったとは認められないとして請求を棄却した。賠償額については、健康障害が水俣病に起因する可能性の程度（確率）を4段階（15%、20%、30%、40%）に区分し、これを基に認定した（確率的因果関係論<sup>(53)</sup>）。残る未認定患者17人については、5人は水俣病に起因する可能性が認められず、12人は除斥期間<sup>(54)</sup>が経過し損害賠償請求権が消滅しているとして請求は棄却された。同判決に対し、チッソと原告が控訴した。<sup>(55)</sup>

控訴審において、大阪高等裁判所平成13年4月27日判決は、チッソの責任を認めたほか、国及び熊本県にも規制権限行使の義務が生じていたとされる昭和35年1月以降に不知火海の魚介類を摂食して罹患した者に対する損害賠償責任を認め、慰謝料として1人につき400～800万円を支払うよう命じた（国及び熊本県の責任範囲はチッソの四分の一程度とした）。ただし、未認定患者58人のうち7人の罹患を認めず、7人は除斥期間が経過したとして（うち1人は重複）、控訴を棄却した。また、罹患の判断については、第一審判決の確率的因果関係論を採用しなかったが、メチル水銀の曝露歴が認められ、同一食生活を送っていた家族内に認定患者がいる場合、

(51) 前述の「I 2 (1) 平成7年の政治解決」を参照のこと。

(52) 「新潟水俣病第2次訴訟、東京高裁に和解申請へ 原告団が方針転換」『読売新聞』1994.10.28, 夕刊。

(53) 同判決は、確率的因果関係論の採用により、ボーダーラインの前後で、ある者は完全な救済を受け、ある者は全く救済を受けられないという事態の発生を防ぎ、公平妥当な救済を図ることができるとした。

(54) 一定の期間内に権利を行使しないとその期間の経過によって権利が消滅する場合の「期間」をいう。

(55) 「水俣病関西訴訟第一審判決」『判例時報』1506号, 1994.12.1, pp.6-7.

四肢末梢優位の感覚障害のみでメチル水銀中毒患者と認めて差し支えないとした<sup>(56)</sup>。同判決に対し、国及び熊本県が上告した。<sup>(57)</sup>

上告審において、最高裁判所第二小法廷平成 16 年 10 月 15 日判決（以下「平成 16 年最高裁判決」という。）は、控訴審判決で認められていた国及び熊本県の責任、慰謝料の額などは是認できるとし、未認定患者 45 人のうち 37 人に係る国及び熊本県の損害賠償責任を認めた<sup>(58)</sup>。それまでの地方・高等裁判所の判決は、国や県の責任を認めるものと認めないものとに分かれていたが、同判決は、最高裁判所が初めて国及び県の規制権限不行使を理由とする損害賠償責任を認めたものであり、画期的な意義があると評価されている<sup>(59)</sup>。

国は、平成 16 年最高裁判決について「52 年判断条件が否定されたものではない。」として、同条件を変更する意向を示さなかった<sup>(60)</sup>が、翌年、未認定患者に対する総合対策医療事業（医療手帳及び保健手帳）の拡充等を行った<sup>(61)</sup>。他方、判決後に認定申請が急増し<sup>(62)</sup>、平成 17 年には認定申請の未処分件数が 3 千件を超えた<sup>(63)</sup>。ところが、熊本県の認定審査会では「52 年判断条件」で棄却された者が訴訟を起こし、平成 16 年最高裁判決にならって司法が罹患を認めるのでは審査する意味がないなどとして委員が再任に難色を示し<sup>(64)</sup>、審査できない状態に陥った<sup>(65)</sup>。

## (2) ノーモア・ミナマタ熊本訴訟

平成 17 年 10 月、水俣病不知火患者会（熊本県水俣市）に属する未認定患者は、チツソ、国、熊本県を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を熊本地方裁判所に起こした。平成 16 年最高裁判決を受けて平成 17 年 2 月に発足した同会は、国に対し総合対策医療事業の医療手帳の申請受付を再開するよう求めたが、国が再開したのは一時金のない保健手帳の申請のみであったことに加え、認定申請の審査も滞っていることなどから提訴に踏み切ったと報じられている<sup>(66)</sup>。追加提訴が相次いだが、平成 23 年に終結した<sup>(67)</sup>。

## (3) 新潟水俣病第三次訴訟

平成 19 年 4 月、阿賀野川流域に住む未認定患者は、昭和電工、国、新潟県を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を起こした。原告は、規制権限の行使を怠ったと

56) 同判決は、罹患の判断は「52 年判断条件」とは別個に検討したとしている。

57) 「水俣病関西訴訟控訴審判決」『判例時報』1761 号、2001.12.1, pp.4-6.

58) 「水俣病関西訴訟上告審判決」『判例時報』1876 号、2005.2.1, pp.4-5. 残る 8 人については、昭和 35 年 1 月より前に水俣湾周辺地域から転居したことから、控訴審判決を破棄し 8 人の請求を棄却した。

59) 大塚直「水俣病と国・県の責任—水俣病関西訴訟上告審判決—」『私法判例リマックス』32 号、2006.2, pp.41-42.

60) 環境省「小池大臣記者会見録（平成 16 年 10 月 19 日）」<<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h16/1019.html>>

61) 前述の「I 3 (1) 水俣病総合対策事業」を参照のこと。

62) 同判決により認定基準が改められ、認定を受けられるのではないかと期待が広がったという（園田昭人「ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟—全ての水俣病被害者の救済を目指して—」『法学セミナー』719 号、2014.12, p.24）。

63) 環境省環境保健部環境安全課編『水俣病の教訓と日本の水銀対策』2013.9, p.10. <[http://www.env.go.jp/chemi/tmms/pr-m/mat01/ja\\_full.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/tmms/pr-m/mat01/ja_full.pdf)>

64) 「水俣病患者認定 二重基準では審査困難 岡嶋前審査会会長に聞く」『西日本新聞』2004.11.6.

65) 熊本県の審査会では平成 16 年 11 月から平成 19 年 3 月まで、鹿児島県の審査会では平成 17 年 3 月から平成 20 年 12 月まで審査できない状態となった。なお、新潟県では混乱なく委員が再任されている。

66) 「水俣病の未認定患者ら、国提訴へ 救済遅れ不満」『朝日新聞』（西部版）2005.8.1, 夕刊.

67) 後述の「II 3 (8) 特措法の制定とノーモア・ミナマタ訴訟の終結」を参照のこと。

して熊本県の責任を認めた平成16年最高裁判決が新潟県にも適用されるべきであるなどと主張している<sup>(68)</sup>。

新潟地方裁判所平成27年3月23日判決は、未認定患者10人のうち7人に関して昭和電工の責任を認め、1人につき330～440万円の賠償金を支払うよう命じたが、国と新潟県に対する請求は棄却した<sup>(69)</sup>。同判決に対して昭和電工、原告が控訴し、東京高等裁判所に係属中である。

#### (4) 水俣病被害者互助会訴訟

平成19年10月、水俣病被害者互助会（熊本県水俣市）に属する未認定患者は、チッソ、国、熊本県を被告として、胎児期・小児期に水銀曝露を受けて水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を起こした。同会は、平成16年最高裁判決を受けて平成17年6月に発足した未認定患者の団体である。

熊本地方裁判所平成26年3月31日判決は、未認定患者8人のうち罹患が認められた3人についてチッソの責任を認め、国及び熊本県の責任も一部認めたが、他の5人の請求を棄却した。罹患の判断については、メチル水銀の曝露経験を有し、その曝露の程度が高度であると認められる者であって、四肢末梢優位の感覚障害をはじめとするメチル水銀中毒症を示唆する症候が認められ、その症候が他の疾患によると考えられない場合は罹患しているものとした<sup>(70)</sup>。

チッソについては、未認定患者3人のうち非脳性麻痺型（軽症型）の2人への慰謝料として200万円、400万円の支払いを、脳性麻痺型（重症型）の1人に関しては介護費用、逸失利益、後遺障害慰謝料を含めた損害額が1億円を超えると認め、これに対する賠償として1億円の支払いを命じた。国及び熊本県については、チッソと連帯して、軽症型の2人につき100万円、120万円の支払いを、重症型の1人につき1000万円の支払いを命じた。同判決に対して、チッソ、国、熊本県、原告が控訴し、福岡高等裁判所に係属中である<sup>(71)</sup>。

#### (5) ノーモア・ミナマタ近畿訴訟

平成21年2月、不知火海周辺から関西等に移り住んだ未認定患者は、チッソ、国、熊本県を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を大阪地方裁判所に起こした。原告は、水俣病不知火患者会近畿支部に属し、ノーモア・ミナマタ熊本訴訟等の原告と連携した。追加提訴が相次いたが、平成23年に終結した<sup>(72)</sup>。

#### (6) 新潟水俣病第四次訴訟（ノーモア・ミナマタ新潟訴訟）

平成21年6月、新潟水俣病阿賀野患者会（新潟県新潟市）に属する未認定患者は、昭和電工、国を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を新潟地方裁判所に起こした。同会は、新潟市と阿賀野市に住む未認定患者が中心となり平成19年6月に発足した<sup>(73)</sup>。本訴訟の原告は、ノーモア・ミナマタ熊本訴訟等の原告と連携した。追加提訴が相次いたが、平成23年に終結した<sup>(74)</sup>。

(68) 新潟県福祉保健部生活衛生課編 前掲注(17), p.29.

(69) 「7人を水俣病認定 国・県の責任否定 新潟3次訴訟判決」『新潟日報』2015.3.24.

(70) 「水俣病被害者互助会訴訟第一審判決」『判例時報』2233号, 2014.11.11, pp.10-11, 70.

(71) 同上, pp.75, 101-102.

(72) 後述の「II 3 (8) 特措法の制定とノーモア・ミナマタ訴訟の終結」を参照のこと。

(73) 「新潟水俣病で新団体」『新潟日報』2007.6.24.

## (7) ノーモア・ミナマタ東京訴訟

平成 22 年 2 月、不知火海周辺から関東に移り住んだ未認定患者は、チッソ、国、熊本県を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に起こした。原告は、水俣病不知火患者会関東支部に属し、ノーモア・ミナマタ熊本訴訟等の原告と連携した。追加提訴が相次いだが、平成 23 年に終結した<sup>(75)</sup>。

## (8) 特措法の制定とノーモア・ミナマタ訴訟の終結

平成 16 年最高裁判決後に多くの未認定患者が救済を求めたことから、与野党は対応策を検討し、平成 21 年 7 月、自由民主党、公明党、民主党の 3 党合意に基づき、議員立法によって特措法が成立した<sup>(76)</sup>。

その後、ノーモア・ミナマタ訴訟（上記の (2)、(5)、(6)、(7) に掲げた各訴訟）の原告は、和解に向けた協議を進めた<sup>(77)</sup>。平成 22 年 1 月、熊本地方裁判所が和解勧告を行い、同年 3 月には同裁判所が示した和解所見を原告、被告とも受け入れ、熊本地方裁判所で和解の基本合意が成立した。平成 22 年 10 月には新潟地方裁判所で、同年 11 月には東京地方裁判所、大阪地方裁判所で、ほぼ同様の基本合意が成立した。和解の内容は、チッソ又は昭和電工が対象者に一時金 210 万円を支払う、国及び関係県は対象者に医療費の自己負担分、療養手当を支給する等である。その後、基本合意に基づいて設置された第三者委員会で対象者の判定作業が行われ、平成 23 年 3 月、新潟、熊本、東京、大阪の各地方裁判所で、水俣病訴訟として初めて国を含めた和解が成立し、それまでに提起されたノーモア・ミナマタ訴訟はすべて終結した<sup>(78)</sup>。特措法に基づく具体的な救済措置の内容は、熊本地方裁判所で基本合意が成立した翌月に閣議決定<sup>(79)</sup>されたが、上記の和解内容とほぼ同じであり<sup>(80)</sup>、上記の和解が影響を与えたとの指摘もある<sup>(81)</sup>。

なお、新潟水俣病第三次訴訟と水俣病被害者互助会訴訟の原告は、特措法に基づく救済や裁判所での和解ではなく、あくまで判決による解決を目指すとしている<sup>(82)</sup>。

## 4 未認定患者による損害賠償請求訴訟（平成 25 年最高裁判決以降）

特措法に基づく救済措置は、「救済措置の開始後三年以内を目途に救済措置の対象者を確定」（第 7 条第 2 項）するとの規定に基づき、救済申請が平成 24 年 7 月で締め切られたが、この締切りに対しては、「救済を受けるべき人々があたらすべて救済されること」（第 3 条）を旨と

(74) 後述の「II 3 (8) 特措法の制定とノーモア・ミナマタ訴訟の終結」を参照のこと。

(75) 同上

(76) 前述の「I 2 (2) 特措法」を参照のこと。

(77) 園田 前掲注(62), p.25. 政権交代直後の平成 21 年 10 月 31 日、田島一成環境副大臣（当時）は、和解に向けた事前協議を行う方針を表明した（「水俣病 訴訟派団体と和解協議へ」『読売新聞』2009.10.31, 夕刊）。

(78) 原告側は、この和解の成果として、救済対象を四肢末梢優位の感覚障害だけでなく全身性の感覚障害などにも拡大したこと、救済対象の判定機関として被害者側・加害者側の医師を同数含む第三者委員会を設置したこと、結果として原告の 9 割を超える救済率を達成したこと等をあげている（園田 同上, p.26）。

(79) 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」（平成 22 年 4 月 16 日閣議決定）<<https://www.env.go.jp/chemi/minamata/shinsei/pdf/houshin.pdf>>

(80) 前述の「I 3 (2) 特措法に基づく救済措置」を参照のこと。

(81) 神戸 前掲注(8), p.56.

(82) 同上, p.54.

する同法の趣旨に反するといった批判がある<sup>(83)</sup>。また、申請者約4万8千人のうち約1万人が救済対象外（非該当）とされた<sup>(84)</sup>ことについて、環境省は、この判定は行政処分ではないため、非該当とされた者は「行政不服審査法」（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てができないとする見解を示している<sup>(85)</sup>。

他方、水俣病の認定申請に係る行政訴訟2件において、最高裁判所がいずれも平成25年4月16日に出した2つの判決<sup>(86)</sup>（以下「平成25年最高裁判決」という。）により、原告の請求どおり認定申請の棄却処分が取り消されることとなった。同判決は、少なくとも当時の認定審査における「52年判断条件」の運用よりも幅広く認定しようとしたとする見方がある<sup>(87)</sup>。これ以降、再び未認定患者による新たな損害賠償請求訴訟が提起された。

### (1) ノーモア・ミナマタ第二次熊本訴訟

平成25年6月、水俣病不知火患者会に属する未認定患者は、特措法に基づく救済申請が平成24年7月で締め切られたことや、熊本県と鹿児島県が救済申請で非該当とされた者の異議申立てを受理しないことは被害者の切捨てであるなどとして、チッソ、国、熊本県を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を起こした<sup>(88)</sup>。追加提訴が相次いでおり、平成27年10月の追加提訴で原告数は計1,156人となった<sup>(89)</sup>。現在、熊本地方裁判所に係属中である。

### (2) 新潟水俣病第五次訴訟（ノーモア・ミナマタ第二次新潟訴訟）

平成25年12月、新潟水俣病阿賀野患者会に属する未認定患者は、昭和電工、国を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を起こした。原告は、ノーモア・ミナマタ第二次熊本訴訟等の原告と連携している。追加提訴が相次いでおり、平成27年12月の追加提訴で原告数は計115人となった<sup>(90)</sup>。現在、新潟地方裁判所に係属中である。

### (3) ノーモア・ミナマタ第二次東京訴訟

平成26年8月、不知火海周辺から関東に移り住んだ未認定患者は、チッソ、国、熊本県を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を起こした。原告は、ノーモア・ミナマタ第二次熊本訴訟等の原告と連携している。追加提訴が相次いでおり、平成27年9月の

83) 例えば、寺内大介「水俣病救済措置 申請の期限設定 撤回せよ」『朝日新聞』2012.3.15.

84) 環境省「水俣病特措法に基づく救済措置に係る判定結果について」2014.8.29. <<https://www.env.go.jp/press/files/jp/25043.pdf>>

85) 環境省「救済措置に関する Q&A」<[https://www.env.go.jp/chemi/minamata/shinsei/pdf/qa\\_kankyosho.pdf](https://www.env.go.jp/chemi/minamata/shinsei/pdf/qa_kankyosho.pdf)> なお、新潟県は、判定には処分性が認められるとして異議申立てを行政不服審査法に基づき受理している（新潟県「水俣病被害者特措法に係る救済措置の判定に対する異議申立てについての県の考え方について」2013.3.15. <[http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML\\_Article/540/426/130315igi.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/540/426/130315igi.pdf)>）。

86) 後述の「Ⅲ 1 (3) 水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟（M氏訴訟）」、「Ⅲ 1 (4) 水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟（F氏訴訟）」を参照のこと。

87) 大塚直「水俣病認定申請棄却処分取消訴訟における審理・判断の方法」『Law and Technology』62号, 2014.1, p.56.

88) 園田 前掲注(62), pp.26-27.

89) 「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団ニュース」16号, 2015.11.2. <<http://www.no-more-minamata.jp/upfile/topics/1511/tp311416001.pdf>>

90) 「新潟水俣病半世紀 提訴2年、原告115人に」『朝日新聞』（新潟版）2015.12.8.

追加提訴で原告数は計 67 人となった<sup>(91)</sup>。現在、東京地方裁判所に係属中である。

#### (4) ノーモア・ミナマタ第二次近畿訴訟

平成 26 年 9 月、不知火海周辺から関西等に移り住んだ未認定患者は、チッソ、国、熊本県を被告として水俣病に罹患したことへの損害賠償を求める訴訟を起こした。原告は、ノーモア・ミナマタ第二次熊本訴訟等の原告と連携している。追加提訴が相次いでおり、平成 27 年 12 月の追加提訴で原告数は計 84 人となった<sup>(92)</sup>。現在、大阪地方裁判所に係属中である。

## 5 上記以外の主な民事訴訟

### (1) 水俣病ニセ患者発言訴訟

昭和 50 年 8 月、熊本県議会の公害対策特別委員会が環境庁へ陳情に赴いた際、委員長及び委員 1 人が「水俣病認定申請者の中には補償金目当ての偽患者も多い。」などと発言したことが報じられた。認定申請者は、同発言により名誉を著しく毀損されたとして、昭和 51 年 12 月、同委員会の委員長及び委員 1 人を被告として謝罪広告と損害賠償を求める訴訟を起こした（翌年、被告に熊本県を追加した）。<sup>(93)</sup>

熊本地方裁判所昭和 55 年 3 月 24 日判決は、発言による被害者が特定されないなどとする被告の主張に対し、偽患者が誰であるかが判明しないことはかえって認定申請者全員に疑惑を抱かせ認定申請者の社会的評価を低下させるとして、委員長及び委員の発言は原告の名誉を毀損するものであると認めた。ただし、陳情は公務として行われたものであり個人としての責任を負わないとする委員長及び委員の主張を認め、2 人に対する請求を棄却した。熊本県に対しては謝罪広告の新聞掲載を命じたが、損害賠償については本件の性質上金銭による名誉毀損の賠償は適切でなく謝罪広告の掲載のみで足りるとし、弁護士費用の支払いのみを命じている。同判決に対する控訴はなく判決は確定した。<sup>(94)</sup>

### (2) 熊本水俣病待たせ賃訴訟

行政による水俣病認定業務の遅れをめぐっては、昭和 49 年 12 月に熊本県知事を被告とする行政訴訟が起こされ、昭和 51 年 12 月に同知事の不作为を違法と認める第一審判決（以下、本項では「不作为判決」という。）が出され確定している<sup>(95)</sup>。不作为判決を受け、環境庁が「52 年判断条件」を策定し、同条件に基づく認定業務が始まったが、同条件が患者の切捨てにつながるなどとして未認定患者の反発も生じた<sup>(96)</sup>。検診拒否など未認定患者による反対行動の影響もあり滞留申請者の数は増加の一途をたどった。<sup>(97)</sup>

(91) 「ノーモア・ミナマタ第 2 次訴訟弁護団ニュース」15 号, 2015.10.1. <<http://www.no-more-minamata.jp/upfile/topics/1509/tp30205618001.pdf>>

(92) ノーモア・ミナマタ第 2 次訴訟弁護団「近畿訴訟の第 4 陣提訴（31 名、計 84 名）」2015.12.22. <<http://www.no-more-minamata.jp/topics/detail.php?detail=96>>

(93) 「水俣・ニセ患者発言訴訟第一審判決」『判例時報』964 号, 1980.7.11, p.108. 本件に関しては刑事訴訟も起こされている。後述の「Ⅳ 1 (2) 水俣病ニセ患者発言抗議事件」を参照のこと。

(94) 同上, pp.108-109, 114-115.

(95) 後述の「Ⅲ 1 (1) 水俣病認定不作为違法確認訴訟」を参照のこと。

(96) 昭和 53 年、同条件に基づいて棄却処分を受けた未認定患者が処分の取消しを求める訴訟を起こしている。後述の「Ⅲ 1 (2) 水俣病認定申請棄却処分取消請求訴訟」を参照のこと。

(97) 「水俣病認定遅延損害賠償請求事件第一審判決」『判例時報』1086 号, 1983.10.11, p.33.

昭和 53 年 12 月、未認定患者は、昭和 47 年 12 月から昭和 52 年 5 月にかけて救済法又は公健法に基づく認定申請をしたが昭和 52 年 12 月になっても処分が下されないとして、熊本県を被告として、認定業務の遅延により受けた精神的苦痛に対する慰謝料等を求める損害賠償請求訴訟を起こした<sup>(98)</sup>（その後、被告に国を追加した）。

第一審において、熊本地方裁判所昭和 58 年 7 月 20 日判決は、原告 24 人の請求につき、国及び熊本県の損害賠償責任を認め、精神的苦痛による損害額として 1 人につき 30～170 万円の支払いを命じた。県知事の不作为は、不作为判決を踏まえ申請時から遅くとも 2 年を経過した時点で違法状態が生じるとしたほか、知事が自らの行政的判断で処分できないのであれば制度を再検討すべきであるとして、現行認定制度の抜本的見直しの必要性にも言及している。同判決に対し、国及び熊本県は控訴した。<sup>(99)</sup>

控訴審において、福岡高等裁判所昭和 60 年 11 月 29 日判決は、第一審判決と同じく国及び熊本県の損害賠償責任を認めたが、県が昭和 49 年から水俣病認定申請者治療研究事業を実施し申請者に医療費等を支給していること、検診拒否による処分の遅れ等を考慮して、慰謝料として 1 人につき 15 万 5 千円～46 万円の支払いを命じた<sup>(100)</sup>。同判決に対し、国及び熊本県は上告した。

上告審において、最高裁判所第二小法廷平成 3 年 4 月 26 日判決は、控訴審判決が当時の認定申請件数、検診・審査機関の能力、検診・審査の方法、申請者側の協力関係等について事実認定をしておらず、知事が認定業務を処理すべき者として通常期待される努力によって遅延を回避できたのか明らかでないなどとして、控訴審判決のうち国及び熊本県が敗訴した部分を破棄し、福岡高等裁判所に差し戻した。<sup>(101)</sup>

差し戻審において、福岡高等裁判所平成 8 年 9 月 27 日判決は、上告審判決が指摘した上記の事実認定を行った結果、知事は検診・審査体制を改善・充実させて処分の遅延を解消するため通常期待される努力を尽くしたなどとして第一審判決を取り消し、未認定患者の請求を棄却した<sup>(102)</sup>。同判決に対して未認定患者が上告したが、最高裁判所第三小法廷平成 13 年 2 月 13 日判決はこれを棄却し、未認定患者の敗訴が確定した<sup>(103)</sup>。

### (3) 水俣病補償金請求訴訟

平成 21 年 7 月、水俣病の認定患者は、チッソを被告として昭和 48 年にチッソと患者団体との間で結ばれた補償協定<sup>(104)</sup>に基づく補償給付を受ける権利を有する地位にあることの確認を求め、かつ、同協定が定める慰謝料 1600 万円<sup>(105)</sup>及び認定申請日以降の利子の支払いを求める訴訟を起こした<sup>(106)</sup>。

原告は、昭和 59 年 3 月に水俣病の認定申請をしたが、認定業務が滞っていたため、昭和 60

<sup>(98)</sup> 「水俣病認定遅れで賠償訴訟」『読売新聞』1978.12.16. なお、本訴訟の原告の一部は、「Ⅲ 1 (1) 水俣病認定不作为違法確認訴訟」の原告でもある。

<sup>(99)</sup> 「水俣病認定遅延損害賠償請求事件第一審判決」前掲注<sup>97</sup>, pp.34, 61, 65-66.

<sup>(100)</sup> 「水俣病認定遅延損害賠償請求事件控訴審判決」『判例時報』1174 号, 1986.2.11, pp.29-31.

<sup>(101)</sup> 「水俣病認定遅延損害賠償請求事件上告審判決」『判例時報』1385 号, 1991.8.1, pp.5, 13.

<sup>(102)</sup> 「水俣病認定遅延損害賠償請求事件差し戻後控訴審判決」『判例時報』1586 号, 1997.2.11, pp.33-34.

<sup>(103)</sup> 『D1-law.com 第一法規法情報総合データベース』(有料)判例 ID28162454

<sup>(104)</sup> 前述の「Ⅱ 1 (3) 補償協定の締結」を参照のこと。

<sup>(105)</sup> 補償協定に基づく慰謝料 (1600～1800 万円) の最低額である。

<sup>(106)</sup> 「大阪地方裁判所第 13 民事部平成 22 年 9 月 30 日判決」『判例タイムズ』1347 号, 2011.7.15, p.166.

年5月、水俣病関西訴訟に加わり、勝訴してチッソから賠償金を得た。その後原告は、平成19年8月に水俣病の認定を受けた。補償協定は、「本協定内容は、協定締結以降認定された患者についても希望する者には適用する。」と定めているが、チッソは判決により問題は解決しているとして補償金の支払いを拒否していた。<sup>(107)</sup>

大阪地方裁判所平成22年9月30日判決は、補償協定には不法行為に基づく損害賠償請求に関する和解契約としての性質があるとした上で、認定前の判決で損害賠償請求権が確定した者は同協定で紛争を解決する必要性がなく、原告は同協定が定める「協定締結以降認定された患者」から除かれるとして原告の請求を棄却した<sup>(108)</sup>。同判決に対し原告は控訴したが大阪高等裁判所平成23年5月31日判決はこれを棄却し、上告についても最高裁判所第二小法廷平成25年7月29日決定がこれを棄却したため原告の敗訴が確定した<sup>(109)</sup>。

#### (4) 水俣病補償地位確認訴訟

平成26年12月、水俣病の認定患者2人の遺族は、チッソを被告として昭和48年にチッソと患者団体との間で結ばれた補償協定<sup>(110)</sup>に基づく補償給付を受ける権利を有する地位にあることの確認を求める訴訟を起こした。認定患者2人は、昭和48年と52年にそれぞれ認定申請をしたが認定されない状態が続いたため水俣病関西訴訟に加わり、勝訴してチッソから賠償金を得た。2人は、亡くなった後の平成21年と25年にそれぞれ水俣病に認定された。<sup>(111)</sup>

チッソは、補償協定に基づく補償給付の支払いを拒否しており、現在、大阪地方裁判所に係属中である。

#### (5) 水俣病失業損害賠償請求訴訟

平成27年1月、特措法に基づく水俣病被害者手帳を交付された鹿児島県出水（いずみ）市出身の男性は、「症状が悪化して失業した」などとして、チッソ、国及び熊本県を被告として損害賠償を求める訴訟を起こした。男性は、特措法の一時金給付（210万円）を申請したが、一時金給付は認められず水俣病被害者手帳のみを交付されている。同手帳を交付された者は、訴訟の提起ができないものとされている<sup>(112)</sup>が、男性側は「失業による経済的損失と精神的苦痛への慰謝料も認められるべきだ。」などと主張している模様である。現在、東京地方裁判所に係属中である。<sup>(113)</sup>

### Ⅲ 水俣病をめぐる行政訴訟

本章では、水俣病をめぐる行政訴訟を、①認定申請に係る訴訟、②その他の主な行政訴訟に分け、各訴訟の概要を説明する。①に関しては、認定申請に係る重要な出来事として、平成25年最高裁判決<sup>(114)</sup>があげられるので、これを区切りとして2期間（平成25年最高裁判決まで、平

<sup>(107)</sup> 島村健「関西水俣病訴訟の勝訴原告について、補償協定に基づく請求が否定された事例」『新・判例解説 watch—速報判例解説—』9号、2011.10、pp.317-318.

<sup>(108)</sup> 「大阪地方裁判所第13民事部平成22年9月30日判決」前掲注<sup>(106)</sup>、pp.166-167.

<sup>(109)</sup> 「水俣病補償金 男性敗訴確定 最高裁上告棄却」『読売新聞』（西部版）2013.8.2、夕刊.

<sup>(110)</sup> 前述の「Ⅱ 1 (3) 補償協定の締結」を参照のこと。

<sup>(111)</sup> 「水俣病遺族が提訴 協定補償 チッソに求める」『朝日新聞』（西部版）2014.12.9.

<sup>(112)</sup> 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」前掲注<sup>(79)</sup>、p.10.

<sup>(113)</sup> 「特措法対象男性が提訴 東京地裁「症状悪化し失業」」『熊本日日新聞』2015.3.17.

成 25 年最高裁判決以降) に分けて説明する。

## 1 認定申請に係る訴訟 (平成 25 年最高裁判決まで)

昭和 44 年 12 月から法律に基づく水俣病認定制度<sup>(115)</sup>が始まった。ところが、県による水俣病認定業務の停滞や、認定基準である「52 年判断条件」への批判を背景として、未認定患者によって行政機関を被告とする訴訟が提起されている。

### (1) 水俣病認定不作為違法確認訴訟

昭和 49 年 12 月、未認定患者は、水俣病認定業務の遅れは行政の怠慢であるとして、熊本県知事を被告として不作為の違法確認を求める訴訟を起こした。原告は、昭和 47 年 3 月から昭和 49 年 8 月にかけて、同知事に認定申請をしたが、昭和 49 年 12 月になっても申請に対する処分がなく、「行政事件訴訟法」(昭和 37 年法律第 139 号) が「何らかの処分又は裁決をすべきである」とする「相当の期間」を経過したと主張した<sup>(116)</sup>。

熊本地方裁判所昭和 51 年 12 月 15 日判決は、申請後ある程度の期間を経過したにもかかわらず、①将来いつ処分があるか不確定、不明であり、②処分に至るまでの期間が「相当期間」を経過することが確実であり、③以上の状態が解消される見込みがない場合には、「相当期間」を経過していなくても不作為は違法になるとして原告(提訴後に処分がなされた原告を除く。)の訴えを認めた<sup>(117)</sup>。

同判決について、環境庁が「控訴は患者救済のための認定業務促進にはつながらない」との見解を示したため<sup>(118)</sup>、被告は控訴せず原告勝訴が確定した。その後、認定業務促進のため環境庁が「52 年判断条件」<sup>(119)</sup>を通知したほか、議員立法により「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」(昭和 53 年法律第 104 号)<sup>(120)</sup>が成立した。なお、同判決を受け、認定業務の遅延により受けた精神的苦痛に対する慰謝料等を求める訴訟が起こされている<sup>(121)</sup>。

### (2) 水俣病認定申請棄却処分取消請求訴訟

昭和 53 年 11 月、水俣病認定申請を棄却された未認定患者 4 人は、熊本県知事と鹿児島県知事を被告として棄却処分の取消しを求める訴訟を起こした。当時、「52 年判断条件」は、患者の切捨てにつながるなどとして患者側から批判を浴びていた<sup>(122)</sup>。

第一審において、熊本地方裁判所昭和 61 年 3 月 27 日判決は、メチル水銀曝露の疫学的因果関係が肯定されれば、その症状が水俣病に発現する症状と同一であって、水俣病以外の疾病に

<sup>(114)</sup> 水俣病の認定申請に係る 2 件の行政訴訟において、最高裁判所がいずれも平成 25 年 4 月 16 日に出した 2 つの判決を指す。後述の「Ⅲ 1 (3) 水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟 (M 氏訴訟)」、「Ⅲ 1 (4) 水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟 (F 氏訴訟)」を参照のこと。

<sup>(115)</sup> 前述の「Ⅰ 1 患者認定に基づく救済」を参照のこと。

<sup>(116)</sup> 「水俣病認定不作為違法確認訴訟第一審判決」『判例時報』835 号, 1977.2.1, p.3.

<sup>(117)</sup> 同上, p.4.

<sup>(118)</sup> 「「水俣病」控訴せず 環境庁見解、県も同調へ」『読売新聞』1976.12.28.

<sup>(119)</sup> 前述の「Ⅱ 2 未認定患者による損害賠償請求訴訟 (平成 7 年の政治解決まで)」等を参照のこと。

<sup>(120)</sup> 同法第 2 条は、救済法又は公健法による認定等の申請をしたがその処分を受けていない者が、一定の条件を満たす場合には、環境大臣(制定当時は環境庁長官)に申請し、その処分を受けることができると定めている。

<sup>(121)</sup> 前述の「Ⅱ 5 (2) 熊本水俣病待たせ賃訴訟」を参照のこと。

<sup>(122)</sup> 「新味薄い“認定基準”水俣病 体面作りと患者反発」『朝日新聞』1977.7.1, 夕刊.

よることが明らかでない限り水俣病に起因するとの判断を示し、原告全員の罹患は明らかであるとして棄却処分を取り消し、また、症候の組合せを要件とする基準は狭きに失するとして「52年判断条件」を批判した<sup>(123)</sup>。同判決に対しては、両県知事が控訴したが、平成7年の政治解決に伴い、熊本県に住む未認定患者3人が訴えを取り下げたため、鹿児島県に住む未認定患者1人の鹿児島県知事に対する訴えのみが控訴審で争われた<sup>(124)</sup>。

控訴審において、福岡高等裁判所平成9年3月11日判決は、控訴を棄却し、原告への棄却処分を取り消した。「52年判断条件」については正当であるとした<sup>(125)</sup>が、水俣病である可能性が50%以上ある場合を水俣病と認定すべきであるとの立場から、原告には疫学条件（メチル水銀、直接にはそれを含んだ魚介類の多量摂取）が認められ、視野狭窄や感覚障害が証拠関係から見て水俣病によるとも言えることから、水俣病と認定すべきであるとしている<sup>(126)</sup>。同判決に対して鹿児島県は控訴せず、未認定患者の勝訴が確定した。

### (3) 水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟（M氏訴訟）

平成13年12月、水俣病認定申請を棄却された未認定患者（M氏）の遺族は、熊本県知事を被告として棄却処分の取消しを求める訴訟を起こした。平成17年10月には、熊本県を被告として認定の義務付けを求める訴訟を追加した<sup>(127)</sup>。本件の未認定患者は、昭和49年に救済法に基づく認定申請をしたが昭和52年に死亡し、平成7年に同知事の棄却処分を受けた<sup>(128)</sup>。

第一審において、熊本地方裁判所平成20年1月25日判決は、未認定患者に水俣病の症候は認められず、また、処分の遅れはやむを得ない事情によるものであるから取消事由にならないとして取消請求を棄却し、義務付け請求についても訴訟要件を欠くとして却下した<sup>(129)</sup>。同判決に対し、原告は控訴した。

控訴審において、福岡高等裁判所平成24年2月27日判決は、「52年判断条件」が十分であるとは言い難いとした上で、メチル水銀曝露歴に相応する四肢末梢優位の感覚障害が見られ、これが他の原因によることを疑わせる事情が認められない場合、感覚障害はメチル水銀の影響によるものである蓋然性が高いなどとして、第一審判決を取り消し、遺族の請求を認めた<sup>(130)</sup>。同判決に対し、熊本県知事及び熊本県は上告受理の申立てをした。

上告審において、最高裁判所第三小法廷平成25年4月16日判決は、「52年判断条件」について、多くの申請に対して迅速かつ適切に判断するための基準を定めたものとしてその限度での合理性を有するとしながらも、罹患しているか否かの判断は、医学的知見を含む経験則に照らして全証拠を総合検討して行うものである、とした控訴審の判断は是認できるとして上告を棄却した<sup>(131)</sup>。この結果、遺族の請求が認められ勝訴が確定した。

<sup>(123)</sup> 「水俣病認定申請棄却処分取消請求事件第一審判決」『判例時報』1185号、1986.5.21、p.39.

<sup>(124)</sup> 「水俣病認定棄却取り消し訴訟 政府解決策に沿い3人が訴え取り下げ 福岡高裁」『読売新聞』（西部版）1996.2.29.

<sup>(125)</sup> ただし、一症状のみでも、医学的に水俣病の蓋然性が高いものを水俣病と判断することを全く否定しているわけではないとしている。

<sup>(126)</sup> 「水俣病認定申請棄却処分取消請求事件（鹿児島県）」『判例地方自治』182号、1999.3、pp.80-81.

<sup>(127)</sup> 平成16年に「行政事件訴訟法」が一部改正され、新たな訴訟類型として義務付け訴訟が設けられた。

<sup>(128)</sup> 原島良成「公害健康被害救済法制における指定疾病（水俣病）の認定が義務付けられた事例」『新・判例解説 watch一速報判例解説一』11号、2012.10、p.301.

<sup>(129)</sup> 『LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース』（有料）文献番号 28140734

<sup>(130)</sup> 大久保規子「水俣病の義務付け請求が認容された事例」『法学セミナー』691号、2012.8、p.153.

<sup>(131)</sup> 「水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件上告審判決」『判例時報』2188号、2013.8.11、pp.46-47.

## (4) 水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟 (F氏訴訟)

平成19年5月、水俣病認定申請を棄却された未認定患者(F氏)は、国及び熊本県を被告として行政訴訟を起こした。原告は、昭和53年9月に認定申請したところ熊本県知事が棄却処分をしたため、同知事への異議申立てを経て、昭和56年10月に国の公害健康被害補償不服審査会<sup>(132)</sup>(以下「不服審査会」という。)に審査請求したが平成19年3月に棄却されていた。本訴訟は、国に裁決の取消しを、熊本県に棄却処分の取消しと認定の義務付けを求めたものである。なお、本訴訟の原告は、水俣病関西訴訟で勝訴した未認定患者の1人である。<sup>(133)</sup>

第一審において、大阪地方裁判所平成22年7月16日判決は、県の棄却処分の取消しと認定の義務付けについては、「52年判断条件」の意義を否定できないとしつつも、症候の組合せを満たさないというだけで水俣病に罹患していないとは言えず、メチル水銀の摂取歴等を総合的に検討して判断すべきであるとして、未認定患者は水俣病に罹患していたと認め原告の請求を認めた。国の不服審査会による裁決の取消請求については、取消しを求める法律上の利益がないとして却下した。同判決に対し、熊本県は控訴した。<sup>(134)</sup>

控訴審において、大阪高等裁判所平成24年4月12日判決は、「52年判断条件」の症候の組合せを満たさないというだけで水俣病に罹患していないとは言えないが、県の認定審査会は、症候の組合せを満たさず、かつ、総合的に検討しても罹患が認められないとしたのであって、その審議・判断の過程には特段の過誤、欠落は認められず、これに依拠した県知事の棄却処分は適法であるとして、取消請求を棄却し、認定の義務付け請求を却下した<sup>(135)</sup>。同判決に対し、未認定患者は上告及び上告受理の申立てをした。

上告審において、最高裁判所第三小法廷平成25年4月16日判決は、裁判所の審理・判断は「52年判断条件」に不合理な点があるか否か、県の認定審査会による審議・判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があつてこれに依拠した県知事の判断に不合理な点があるか否かといった観点から行われるべきではなく、裁判所において経験則に照らして個々の事案における諸般の事情と関係証拠を総合的に検討し、罹患の有無を個別具体的に判断すべきものであるとして、控訴審判決を破棄し、本件を大阪高等裁判所に差し戻した<sup>(136)</sup>。その後、熊本県が控訴を取り下げたため、原告<sup>(137)</sup>が熊本県に勝訴した第一審判決が確定した。

平成25年最高裁判決(前項及び本項の上告審判決)は、下級審で判断の分かれていた、水俣病の認定申請を棄却する処分の取消訴訟における司法審査のあり方について最高裁判所として初めてその見解を示したものと位置付けられている<sup>(138)</sup>。

<sup>(132)</sup> 水俣病の認定申請に係る処分に対する不服申立てには、異議申立て(処分を行った県又は市に対するもの)と審査請求(処分を行った県又は市以外に対するもの)がある。公健法は、審査請求について、環境大臣の所轄の下に置かれた公害健康被害補償不服審査会に対してしなければならないと規定している。

<sup>(133)</sup> 三好規正「水俣病認定訴訟一申請棄却取消しと認定の義務付け一」淡路剛久ほか『別冊ジュリスト 環境法判例百選 第2版』206号、有斐閣、2011、p.78。

<sup>(134)</sup> 「熊本水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件(熊本県)」『判例地方自治』341号、2011.5、pp.42-43。

<sup>(135)</sup> 稲葉一将「水俣病認定申請棄却処分取消等請求控訴事件」『新・判例解説 watch—速報判例解説—』12号、2013.4、pp.49-50。

<sup>(136)</sup> 「水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件上告審判決」前掲注<sup>(133)</sup>、p.42。

<sup>(137)</sup> 第一審の原告であった未認定患者は上告係属中に死亡したため遺族が承継した。

<sup>(138)</sup> 「水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件上告審判決」前掲注<sup>(133)</sup>、p.37。

## (5) 水俣病認定義務付け等請求訴訟 (K氏訴訟)

平成19年5月、未認定患者(K氏)2人は、昭和48年に行った水俣病の認定申請を熊本県が留保し未だに認定していないとして、熊本県を被告として認定の義務付けと県知事の不作为の違法確認を求める訴訟を熊本地方裁判所に起こした。本訴訟の原告は、水俣病関西訴訟の上告審判決で勝訴し損害賠償請求が認められた未認定患者でもある。<sup>(139)</sup>

原告によれば、認定申請後に2度の公的検診を受けたところ、県が「診断結果に矛盾が見られる。」などとして審査を保留し再検診を求めたため、原告は「検診でニセ患者のように扱われ嫌な思いをした。」としてこれを拒否したという<sup>(140)</sup>。一方、被告側は、「原告が検診を拒否したため処分を保留してきた。」と反論した<sup>(141)</sup>。その後、県は原告に再度検診を受けるよう勧告し<sup>(142)</sup>、原告がこれに応じたところ、平成23年7月、県は審査の結果、原告を患者認定したと発表した<sup>(143)</sup>。これを受け、同月、原告は訴えを取り下げた。

## (6) 環境省の新通知

環境省は、平成25年最高裁判決は「52年判断条件」を否定していないとして<sup>(144)</sup>、同条件を変更していないが、同判決がいう「総合的な検討」については、「一層適切に運用するために、見直しが必要かどうかも含めて検討する」とした<sup>(145)</sup>。

一方、不服審査会は、熊本県への認定申請が棄却されたため平成18年に同審査会への審査請求をしていた未認定患者に対し、平成25年最高裁判決の基本的な趣旨を認めて平成25年10月に棄却処分を取り消す裁決をした<sup>(146)</sup>。熊本県は、このままでは県の認定審査会の結果が国の不服審査会で覆られるとして国に認定基準の改善を迫った<sup>(147)</sup>。

環境省は、平成25年最高裁判決を受けて、「52年判断条件」における総合的検討のあり方を整理し、平成26年3月に新たな通知(以下「新通知」という。)<sup>(148)</sup>を発した。新通知は、同条件が示す症候の組合せが認められない場合でも、総合的検討により水俣病と認定し得るとした。しかし、その後に行われた不服審査会は、認定審査会の棄却処分に対する審査請求を棄却する裁決をした<sup>(149)</sup>。新通知をめぐるのは、「総合的検討」という言葉を使いながら曝露、症候、その間の因果関係に、より厳しい条件が加えられたとの見方がある<sup>(150)</sup>。新通知の差止めを求め

<sup>(139)</sup> 原告ら訴訟代理人「訴状」2007.5.18. 川上さん夫妻の水俣病認定訴訟を支える会ウェブサイト <<http://www1.odn.ne.jp/aah07310/kawakami/petition.html>>

<sup>(140)</sup> 「関西原告団長夫婦 県が認定審査方針 水俣病訴訟」『読売新聞』(熊本版) 2010.12.18.

<sup>(141)</sup> 「水俣病認定義務付け訴訟 県、保留の適法性主張」『熊本日日新聞』2007.10.12.

<sup>(142)</sup> 『読売新聞』前掲注<sup>(140)</sup>

<sup>(143)</sup> 「患者申請から38年 夫婦に水俣病認定」『読売新聞』2011.7.8.

<sup>(144)</sup> 環境省「水俣病の認定に係る最高裁判所の判決について」2013.4.18. <<http://www.env.go.jp/council/05hoken/y050-28/ref01.pdf>>

<sup>(145)</sup> 「水俣病 国認定基準 変更なし 熊本県は保留」『読売新聞』(西部版) 2013.4.18, 夕刊.

<sup>(146)</sup> 「水俣病認定を巡る国の審査会の裁決書要旨」『読売新聞』(西部版) 2013.11.2. この未認定患者は、水俣病被害者互助会訴訟(福岡高等裁判所に係属中)の原告でもあったが、裁決により患者認定されたことを受けて訴えを取り下げ、チッソから補償協定に基づく慰謝料等を受け取ることとなった。

<sup>(147)</sup> 「水俣病 国認定基準 改善要求へ 熊本知事「業務返上の覚悟」」『読売新聞』(西部版) 2013.12.7.

<sup>(148)</sup> 環境省総合環境政策局環境保健部長「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について(通知)」(環保企発第1403072号平成26年3月7日) <<https://www.env.go.jp/hourei/add/n002.pdf>>

<sup>(149)</sup> 「水俣病の認定請求 国の不服審が棄却」『朝日新聞』(西部版) 2015.7.4.

<sup>(150)</sup> 例えば、谷洋一「水俣病事件の訴訟の現状と今後の課題」『環境と公害』44巻4号, 2015.4, p.22.

る行政訴訟も起こされたが、原告敗訴が確定している<sup>(151)</sup>。

なお、平成 25 年最高裁判決を受けて、熊本県、鹿児島県、新潟県、新潟市では、同判決以降、認定審査が行われていなかったが、鹿児島県で平成 26 年 11 月に、熊本県で平成 27 年 7 月に、新潟県及び新潟市で平成 27 年 9 月に再開された。

## 2 認定申請に係る訴訟（平成 25 年最高裁判決以降）

平成 25 年最高裁判決以降も、未認定患者の認定申請に係る訴訟が提起されている。

### (1) 新潟水俣病行政訴訟

平成 25 年 12 月、新潟市に水俣病の認定申請をして棄却されていた未認定患者は、新潟市を被告として棄却処分の取消しと認定の義務付けを求める訴訟を起こした。原告は、平成 25 年最高裁判決が罹患の判断について示した見解を踏まえ、提訴に踏み切ったという<sup>(152)</sup>。現在、新潟地方裁判所に係属中である。

なお、本訴訟の原告の一部は、新潟水俣病第三次訴訟における第一審判決で昭和電工への損害賠償請求が認められた未認定患者である<sup>(153)</sup>。

### (2) 水俣病認定義務付け等請求訴訟（互助会訴訟）

平成 27 年 10 月、水俣病被害者互助会<sup>(154)</sup>に属する未認定患者 7 人は、水俣病の認定申請をしてから 10 年以上経過しても処分がないことから、熊本県及び鹿児島県を被告として県知事の不作为の違法確認と認定の義務付けを求める訴訟を起こした<sup>(155)</sup>。その後、7 人のうち 3 人の申請を熊本県が棄却したため、3 人は不作为の違法確認の訴えを取り下げ、棄却処分の取消しと認定の義務付けに訴えを変更する申立てをしている<sup>(156)</sup>。現在、熊本地方裁判所に係属中である。

## 3 上記以外の主な行政訴訟

### (1) 水俣湾内外周辺魚介類採捕禁止請求訴訟

平成 2 年 3 月、水俣市に住む水俣病認定患者、鮮魚商等は、熊本県知事を被告として水俣市漁業協同組合に水俣湾等での共同漁業権の行使の停止を命ずるよう求め、また、厚生大臣（当時）及び熊本県知事を被告として水俣湾内外周辺の魚介類の採捕及び販売を禁止する措置を求める訴訟を起こした。水俣湾内では平成 2 年 3 月まで公害防止事業が行われ、それに伴う漁業補償協定により漁獲が行われていなかったが、事業の終了により同年 4 月から漁獲が再開される状況であった。原告は、水俣湾内外周辺には暫定規制値を超える有機水銀を含む魚介類がなお生息しており、これらが採捕され販売されることによって新たに水俣病が発生するおそれがあると主張した。<sup>(157)</sup>

(151) 後述の「Ⅲ 3 (3) 水俣病認定基準通知差止め請求訴訟」を参照のこと。

(152) 「水俣病認定求め提訴 新潟市相手取り」『読売新聞』（新潟版）2013.12.4.

(153) 前述の「Ⅱ 3 (3) 新潟水俣病第三次訴訟」を参照のこと。

(154) 前述の「Ⅱ 3 (4) 水俣病被害者互助会訴訟」を参照のこと。

(155) 「水俣病「審査遅れ違法」認定申請者 7 人、県を提訴 熊本地裁」『西日本新聞』2015.10.16.

(156) 「水俣病認定訴訟 2 県側、争う構え 請求の棄却・却下求める」『朝日新聞』（熊本版）2015.12.22.

(157) 「水俣湾内外周辺魚介類採捕禁止請求事件」『判例時報』1411 号、1992.4.21, p.63.

第一審において、熊本地方裁判所平成3年12月26日判決は、原告のいう「水俣湾内外周辺」が具体的にどの範囲を指すのか客観的に確定できず、原告の求めは法律上の根拠を欠くなどとして請求を却下した<sup>(158)</sup>。同判決に対し、原告は控訴した。

控訴審において、福岡高等裁判所平成4年8月6日判決は、第一審判決を支持し控訴を棄却した。上告はされず、原告が敗訴した第一審判決が確定した<sup>(159)</sup>。

## (2) 水俣病生活保護廃止決定取消請求訴訟

平成23年9月、鹿児島県出水市に住み生活保護を受給していた男性4人は、特措法に基づく救済申請をして一時金を受領したところ、出水市がこれを収入と認定し生活保護を廃止したため、出水市を被告として廃止処分の取消しを求める訴訟を起こした。原告は、廃止処分には生活保護制度において収入から除外される自立更生費<sup>(160)</sup>を適切に説明しない教示・援助義務違反があり、また、廃止処分は実質的に被保護者に対する救済措置を講じないことになるから生活保護を受けていない一時金受領者との間に合理的理由のない差別があり憲法違反であると主張した。<sup>(161)</sup>

第一審において、鹿児島地方裁判所平成27年4月7日判決は、生活保護の実施機関（ケースワーカー）は、被保護者の申し出に基づき自立更生費の有無を確認しなければならないが、それを超えて被保護者にどのような自立更生費が考えられるかを積極的に示す義務はないとした上で、ケースワーカーが原告から自立更生費がないことを聴取していること、一時金のうち自立更生費は申し出により収入から除外される取扱いになっていることなどから原告の主張には理由がないとして請求を棄却した<sup>(162)</sup>。同判決に対し、原告4人のうち3人が控訴した。

控訴審において、福岡高等裁判所宮崎支部平成28年1月15日判決は、第一審判決を支持し控訴を棄却した。男性側は上告する方針であると報じられた<sup>(163)</sup>。

## (3) 水俣病認定基準通知差止め請求訴訟

平成26年2月、未認定患者は、平成25年最高裁判決を受けて環境省が準備している新通知<sup>(164)</sup>は違法であり、同通知に基づいて審査されると水俣病と認定される可能性がなくなるなどと主張し、国を被告として同通知の取消しを、熊本県を被告として同通知に基づく審査・処分の差止めを求める訴訟を起こした<sup>(165)</sup>。

第一審において、東京地方裁判所平成26年8月8日判決は、新通知は行政機関間の内部行為

(158) 同上, pp.64, 68-69.

(159) 「水俣湾漁獲禁止訴訟、原告側が上告断念」『日本経済新聞』（西部版）1992.8.18.

(160) 生活保護制度では、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入とを比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給される。厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号）は、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定しないとしている。

(161) 『LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース』（有料）文献番号 25541277

(162) 同上

(163) 「水俣病一時金で生活保護廃止、上告へ」『読売新聞』（鹿児島版）2016.1.23.

(164) 前述の「Ⅲ 1 (6) 環境省の新通知」を参照のこと。

(165) 『LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース』（有料）文献番号 25504717

であり行政処分ではないなどとして原告の訴えを却下した<sup>(166)</sup>。未認定患者は控訴したが、控訴は棄却された（東京高等裁判所平成 27 年 6 月 25 日判決）<sup>(167)</sup>。未認定患者はさらに上告したが、上告は棄却され（最高裁判所第三小法廷平成 27 年 12 月 1 日決定）、第一審判決が確定した<sup>(168)</sup>。

#### (4) 水俣病障害補償費不支給決定取消請求訴訟

平成 26 年 3 月、水俣病関西訴訟で損害賠償請求が認められた後に公健法に基づく水俣病患者の認定を受けた男性は、熊本県を被告として同法に基づく障害補償費の不支給決定の取消しと支給の義務付けを求める訴訟を起こした<sup>(169)</sup>。原告は、平成 23 年 7 月に水俣病と認定され、同法に基づく補償給付（障害補償費）を請求したが、確定判決に基づく慰謝料等を既に受け取っていたため、熊本県知事は、公健法の「同一の事由について、損害の填補がされた場合」に補償給付を支給する義務を免れるとする規定を根拠として不支給とする処分をしていた。<sup>(170)</sup>

熊本地方裁判所平成 27 年 3 月 30 日判決は、本件が公健法の「同一の事由について、損害の填補がされた場合」に該当するとして、不支給決定の取消請求を棄却し、支給の義務付け請求を却下した<sup>(171)</sup>。同判決に対して原告は控訴し、現在、福岡高等裁判所に係属中である。

#### (5) 水俣病集団食中毒住民調査義務付け請求訴訟（S 氏訴訟）

平成 26 年 5 月、熊本県水俣市の男性（S 氏）は、水俣病がメチル水銀に汚染された魚介類を食べたことによる食中毒事件であるにもかかわらず、国や県が「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく調査や被害拡大防止策を取らなかったなどと主張し、国及び熊本県を被告として水俣病を食中毒事件として調査しないことの違法確認と、同法に基づく被害実態調査の義務付けを求める訴訟を起こした<sup>(172)</sup>。

東京地方裁判所平成 28 年 1 月 27 日判決は、原告は現存する危険や不安の具体的な不利益を訴える立場にないなどとして違法確認の訴えを却下し、また、知事の食中毒調査の報告や厚生労働相の報告要請は行政処分ではなく義務付け訴訟の対象にならないとして調査の義務付け請求を却下した<sup>(173)</sup>。同判決に対して原告は控訴し、現在、東京高等裁判所に係属中である。

#### (6) 水俣病集団食中毒住民調査義務付け請求訴訟（T 氏訴訟）

平成 27 年 9 月、疫学を専門とする大学教授で医師でもある男性（T 氏）は、熊本県上天草市と鹿児島県出水市の男女 3 人を水俣病の食中毒患者と診断し保健所に届け出たにもかかわらず両県が調査を怠ったなどと主張し、国、熊本県、鹿児島県を被告として「食品衛生法」に基づく調査の義務付けを求める訴訟を起こした<sup>(174)</sup>。現在、東京地方裁判所に係属中である。

<sup>(166)</sup> 同上

<sup>(167)</sup> 『LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース』（有料）文献番号 25540777

<sup>(168)</sup> 「未認定患者団体会長側の上告棄却 最高裁、水俣病通知巡り」『読売新聞』（熊本版）2015.12.6.

<sup>(169)</sup> 関連して、水俣病関西訴訟の確定判決に基づく慰謝料等を受け取った者が、その後水俣病と認定されたため、原因企業に補償協定に基づく補償給付を請求したが、原因企業が拒否したためこれを求める訴訟を提起した事例がある。前述の「Ⅱ 4（3）水俣病補償金請求訴訟」、「Ⅱ 4（4）水俣病補償地位確認訴訟」を参照のこと。

<sup>(170)</sup> 『D1-law.com 第一法規法情報総合データベース』（有料）判例 ID28240218

<sup>(171)</sup> 同上

<sup>(172)</sup> 「水俣病の被害調査求め提訴 未認定患者「食中毒事件として」」『朝日新聞』（西部版）2014.5.17.

<sup>(173)</sup> 「水俣病「食中毒調査」訴え却下」『熊本日日新聞』2016.1.28.

<sup>(174)</sup> 「水俣病 食中毒で調査を 国・県に義務付け求め提訴」『熊本日日新聞』2015.9.10.

## IV 水俣病をめぐる刑事訴訟

### 1 主な刑事訴訟

水俣病に関係する主な刑事訴訟としては、認定患者又は認定申請者が傷害等の容疑で起訴された事件、原因企業の幹部が住民を水俣病に罹患させたことによる業務上過失致死傷の容疑で起訴された事件などがある。

#### (1) チッソ補償交渉事件（K氏事件）

水俣病の認定患者である被告人（K氏）は、昭和47年7月にチッソに補償を求める自主交渉をするため同社の東京本社に入ろうとした際、これを阻止しようとした同社従業員4人に対し暴行を加え傷害を負わせたとして、同年12月に傷害の容疑で起訴された。

第一審において、東京地方裁判所昭和50年1月13日判決は、公訴事実の全部を認めて有罪とし、罰金5万円（執行猶予1年）の刑に処した。本件公訴が公訴権の濫用であるとする弁護人の主張に対しては、検察官の故意又は重大な過失により訴追裁量を誤ったとは推定できないなどとして、これを認めなかった。同判決に対し、被告人側は控訴した。<sup>(175)</sup>

控訴審において、東京高等裁判所昭和52年6月14日判決は、第一審判決を破棄し、本件起訴を公訴権の濫用に当たるとして公訴を棄却した。また、行政・検察当局の態度は、会社側に著しく寛大であるが患者側には著しく厳しく、本件起訴につき検察官の故意又は重大な過失が推認されてもやむを得ないとした。同判決に対し、検察官は上告した。<sup>(176)</sup>

上告審において、最高裁判所第一小法廷昭和55年12月17日決定は、公訴権の濫用を認めた控訴審の判断は適当ではないとしたが、本件の極めて特異な事情などを考慮すると、「第一審判決の執行猶予付きの罰金刑を復活させなければ著しく正義に反することになるとは考えられない」として上告を棄却した<sup>(177)</sup>。この結果、控訴審判決（第一審の有罪判決を破棄し、公訴を棄却）が確定した。

#### (2) 水俣病ニセ患者発言抗議事件

昭和50年8月、熊本県議会の公害対策特別委員会が環境庁へ陳情に赴いた際、委員長及び委員1人が「水俣病認定申請者の中には補償金目当ての偽患者も多い。」などと発言した<sup>(178)</sup>ことに、水俣病認定申請者協議会の副会長を含む被告人が憤慨し、抗議のため、同年9月に開催された同委員会に押しかけた。しかし、被告人の喧騒で委員会審議が再三中断し、委員長が休憩を宣言して退去しようとしたところ被告人が暴行を加えるなどした。昭和50年10月、被告人は、公務執行妨害、傷害の容疑で起訴された。<sup>(179)</sup>

第一審において、熊本地方裁判所昭和55年3月18日判決は、委員長は、審議中に限らず関係者の入退場時等で、委員会室の静ひつが必要と認められる時間内には秩序保持権を行使でき

<sup>(175)</sup> 「チッソ水俣病補償請求関連傷害事件第一審判決」『判例時報』767号、1975.3.21、p.14.

<sup>(176)</sup> 「チッソ水俣病補償請求関連傷害事件控訴審判決」『判例時報』853号、1977.8.1、p.3.

<sup>(177)</sup> 「チッソ水俣病補償請求関連傷害事件上告審決定」『判例時報』984号、1981.1.21、pp.38-40.

<sup>(178)</sup> 本件に関しては民事訴訟も起こされている。前述の「II 5 (1) 水俣病ニセ患者発言訴訟」を参照のこと。

<sup>(179)</sup> 「「職務を執行するに当たり」の意義について」『警察時報』42巻3号、1987.3、pp.115-116.

るとし、委員長が休憩の宣言後に暴行を加えられたのは職務執行中の暴行であることは明らかで公務執行妨害罪、傷害罪に当たるとして被告人4人をそれぞれ懲役4月（執行猶予2年）に処した<sup>(180)</sup>。被告人側は控訴したが控訴は棄却された（福岡高等裁判所昭和61年4月18日判決）<sup>(181)</sup>。被告人側はさらに上告したが上告は棄却された（最高裁判所第一小法廷平成元年3月10日決定）<sup>(182)</sup>。この結果、被告人の有罪判決が確定した。

### (3) 熊本水俣病刑事事件

昭和50年1月、水俣病の患者又は遺族5人は、熊本水俣病が発生した当時のチッソ役員を殺人罪、傷害罪で東京地方検察庁に告訴した<sup>(183)</sup>。また、同年3月には、水俣病の患者又は遺族114人が、当時のチッソ役員を殺人罪、傷害罪で熊本県警察に告訴した<sup>(184)</sup>。これらは、昭和50年1月に「チッソ補償交渉事件（K氏事件）」<sup>(185)</sup>の第一審で有罪判決が出たことを受け、患者側の行為のみを起訴し、会社側による水俣病の加害や患者への暴行傷害の刑事責任を追究しないことは著しく差別的であるなどとして、同判決に対抗してなされたものであるという<sup>(186)</sup>。

昭和51年5月、熊本地方検察庁は、チッソの元社長と元水俣工場長の2人が昭和33年9月初旬から昭和35年6月末頃までの間、継続的に塩化メチル水銀を含む排水を排出させた過失により、水俣川河口海域で漁獲された魚介類を食べた5人を水俣病に、妊娠中の母親がそれを食べたことにより2人を胎児性水俣病に、それぞれ罹患させて傷害を負わせ、その後うち6人を死亡させたとして、業務上過失致死傷の容疑で熊本地方裁判所に起訴した<sup>(187)</sup>。

第一審において、熊本地方裁判所昭和54年3月22日判決は、被害者7人のうち5人について公訴時効を理由に免訴としたが、残る2人の被害者については業務上過失致死罪の公訴時効が成立しておらず<sup>(188)</sup>、その過失責任があるとして、被告人2人を禁固2年（執行猶予3年）の刑に処した<sup>(189)</sup>。被告人側は控訴したが控訴は棄却された（福岡高等裁判所昭和57年9月6日判決）<sup>(190)</sup>。被告人側はさらに上告したが上告は棄却された（最高裁判所第三小法廷昭和63年2月29日決定）<sup>(191)</sup>。この結果、被告人の有罪判決が確定した。

## 2 不起訴処分となった主な刑事事件

認定患者等が告訴又は告発した刑事事件が起訴に至らなかった事例もある。昭和50年7月、

<sup>(180)</sup> 「休憩宣言後の県議会委員長に対する暴行が公務執行妨害罪を構成するとされた事例」『最高裁判所刑事判例集』43巻3号、1989.3、pp.237-238、253-254。

<sup>(181)</sup> 「県議会の特別委員会の委員長が委員会の休憩を宣言した後、委員会室から退去しようとした同人に対して室内、室外の廊下、これに続く階段ロビー等において暴行を加えられた事案につき、公務執行妨害罪の成立が認められた事例」『刑事裁判月報』18巻4号、1986.4、p.242。

<sup>(182)</sup> 「休憩宣言後の県議会委員長に対する暴行が公務執行妨害罪を構成するとされた事例」『判例時報』1310号、1989.7.11、p.156。

<sup>(183)</sup> 「チッソを“殺人罪”で告訴」『読売新聞』1975.1.14。

<sup>(184)</sup> 「チッソ役員を告訴「殺人」などで水俣病患者同盟」『読売新聞』1975.3.14、夕刊。

<sup>(185)</sup> 前述の「IV 1 (1) チッソ補償交渉事件（K氏事件）」を参照のこと。

<sup>(186)</sup> 江藤孝「熊本水俣病事件と刑事司法」『ジュリスト』908号、1988.5.15、p.26。

<sup>(187)</sup> 「熊本水俣病刑事事件第一審判決」『判例時報』931号、1979.9.1、pp.6-7。

<sup>(188)</sup> 業務上過失傷害罪については被害者7人全員の公訴時効を認めた。

<sup>(189)</sup> 「熊本水俣病刑事事件第一審判決」前掲注<sup>(187)</sup>

<sup>(190)</sup> 「熊本水俣病刑事事件控訴審判決」『判例時報』1059号、1983.1.11、p.18。

<sup>(191)</sup> 「熊本水俣病刑事事件上告審決定」『判例時報』1266号、1988.5.1、p.5。

昭和電工の幹部が殺人と傷害で告発された<sup>(192)</sup>。昭和 53 年 3 月には、昭和 33 年から昭和 43 年までの厚生・通商産業・農林各大臣と熊本県知事が殺人と傷害で告訴された<sup>(193)</sup>。また、昭和 61 年 6 月には、認定申請者に適切な救済措置を取らず死亡させたとして、当時の熊本県知事及び前知事に加え、同県認定審査会会長及び委員の計 19 人が殺人等で告訴又は告発された<sup>(194)</sup>。しかし、検察官は、立証が困難である等の理由でいずれも不起訴処分としている。

## V 水俣病訴訟と救済制度の関係

I～IVを踏まえ、以下では訴訟と救済制度の関係について再確認したい（表 2）。まず、昭和 42 年と昭和 44 年に提訴された訴訟など原因企業に補償を求める動きが活発化し、昭和 44 年に救済法による認定患者の救済制度が始まった。その後、両訴訟の判決を受けて補償協定が結ばれ、これが同制度の一翼を担うことになった。ところが、認定業務の遅延が確定判決により違法とされたことから「52 年判断条件」が策定されると、同条件が被害者を切り捨てているなどとして多数の訴訟が起こされ、平成 7 年の政治解決で救済策が講じられることになった。

表 2 水俣病訴訟と救済制度の関係

主な損害賠償請求訴訟の提訴	主な法律・確定判決等	救済制度
S42.4 新潟水俣病第一次訴訟 S44.6 熊本水俣病第一次訴訟	S44.12 救済法成立（S48.9 公健法成立） S46.9 新潟水俣病第一次訴訟第一審判決 S48.3 熊本水俣病第一次訴訟第一審判決 S51.12 水俣病認定不作為違法確認訴訟第一審判決	S44.12 患者認定による救済制度 S48.6-7 原因企業との補償協定 S52.7 52 年判断条件
S48.1 熊本水俣病第二次訴訟		
S55.5 熊本水俣病第三次訴訟 S57.6 新潟水俣病第二次訴訟 S57.10 水俣病関西訴訟 S59.5 水俣病東京訴訟 S60.11 水俣病京都訴訟 S63.2 水俣病福岡訴訟	H2.9-11 各裁判所が和解勧告 H7.9 平成 7 年の政治解決 H16.10 平成 16 年最高裁判決	H4.6 総合対策医療事業の開始 H8.1 総合対策医療事業の拡充
H17.10 ノーモア・ミナマタ熊本訴訟		H17.10 総合対策医療事業の拡充
H19.4 新潟水俣病第三次訴訟 H19.10 水俣病被害者互助会訴訟		
H21.2 ノーモア・ミナマタ近畿訴訟 H21.6 新潟水俣病第四次訴訟 H22.2 ノーモア・ミナマタ東京訴訟	H21.7 特措法成立 H22.3 熊本地方裁判所で和解基本合意	H22.5 特措法に基づく救済措置
H25.6 ノーモア・ミナマタ第二次熊本訴訟 H25.12 新潟水俣病第五次訴訟 H26.8 ノーモア・ミナマタ第二次東京訴訟 H26.9 ノーモア・ミナマタ第二次近畿訴訟	H25.4 平成 25 年最高裁判決	H26.3 環境省の新通知

（出典）筆者作成。

<sup>(192)</sup> 「新潟水俣病の昭和電工告発 熊本水俣病の患者ら」『朝日新聞』1975.7.9.

<sup>(193)</sup> 「元大臣ら告訴 水俣病患者」『朝日新聞』1978.3.21.

<sup>(194)</sup> 「チッソ水俣病患者連、認定審査委員らを殺人罪で告発」『日本経済新聞』（西部版）1986.6.4, 夕刊.

平成 16 年最高裁判決が未認定患者の損害賠償請求を認めると、その後、再び多数の訴訟が起こされる。すると、平成 21 年に特措法が制定され、訴訟の一部は和解によって終結し、特措法に基づく救済が新たに用意された。しかし、同救済を受けられなかった者等が新たな訴訟を起こしている。

このように、水俣病被害者の救済制度は様々な訴訟を通じて創設・拡充されてきたが、最高裁判所の判決が出るたびに救済を受けていない者が新たな訴訟を起こすという流れが繰り返されている。水俣病では、未だに潜在的な被害者が多数存在すると言われており<sup>(195)</sup>、今後、新たに何らかの救済策が講じられたとしても、根本的な解決には至らない可能性がある。

## おわりに

水俣病をめぐる救済問題の根本的な解決に向けては、公健法に基づく認定補償制度を中心に、軽度の患者も含めた全ての水俣病被害者を対象とする新たな救済システムの構築を求める声がある<sup>(196)</sup>。

I で見たように、現行の救済制度は、認定制度と補償協定の連動を前提としているが、認定基準である「52 年判断条件」が、事実上、補償協定に基づく補償給付（慰謝料 1600～1800 万円等）を受けるに適する患者を選ぶための判断条件になっていること<sup>(197)</sup>や、県の認定審査会がこの補償給付を考慮して審査していたこと<sup>(198)</sup>が指摘されている。最近では、平成 16 年最高裁判決で 1 人につき 400～800 万円の慰謝料が認められた未認定患者が、後で認定を受けても補償協定に基づく補償給付を受けられず、同じ認定患者の間で慰謝料が異なるという事態が生じている<sup>(199)</sup>。新たな救済策を検討する場合には、こうした状況や係属中の訴訟の動きなども踏まえておく必要がある。

最後に、主な訴訟の概要一覧（別表）と主な損害賠償請求訴訟に関する時系列図（別図）をまとめたので参考にされたい。

<sup>(195)</sup> 不知火海一帯での水俣病被害者は 20 万人を超えるかもしれないとも言われる（例えば、園田昭人ほか「水俣病被害者の完全な救済をめざす枠組みとは—ノーモア・ミナマタ第 2 次国賠訴訟提起を受けて—」『環境と公害』44 巻 4 号, 2015.4, p.26）。

<sup>(196)</sup> 例えば、日本弁護士連合会「水俣病認定補償制度の是正を求める意見書」2014.10.15, p.1. <[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion\\_141015.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion_141015.pdf)>

<sup>(197)</sup> 前述の「II 2 (1) 熊本水俣病第二次訴訟」を参照のこと。

<sup>(198)</sup> 例えば、宮澤信雄『水俣病事件四十年』葦書房, 1997, pp.377, 417, 440.

<sup>(199)</sup> 前述の「II 5 (3) 水俣病補償金請求訴訟」、「II 5 (4) 水俣病補償地位確認訴訟」を参照のこと。

別表 主な水俣病訴訟

○民事訴訟

No.	通称	概要	判決等	賠償額等	参照
1	新潟水俣病第一次訴訟 (S42.4 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：昭和電工	新潟地方裁判所 S46.9.29 判決【確定】 昭和電工への請求を一部認容。	慰謝料 100 ～1000 万円	II 1(1)
2	熊本水俣病第一次訴訟 (S44.6 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ	熊本地方裁判所 S48.3.20 判決【確定】 チッソへの請求を一部認容。	慰謝料 1600 ～1800 万円	II 1(2)
3	熊本水俣病第二次訴訟 (S48.1 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ	熊本地方裁判所 S54.3.28 判決【控訴】 チッソへの請求を一部認容。 福岡高等裁判所 S60.8.16 判決【確定】 第一審判決を一部変更。	慰謝料 500 ～2800 万円 慰謝料 600 ～1000 万円	II 2(1)
4	水俣病ニ七患者 発言訴訟 (S50.8 提訴)	名誉毀損の謝罪広告と損害 賠償を求める訴訟 被告：熊本県、熊本県議会 議員	熊本地方裁判所 S55.3.24 判決【確定】 熊本県への請求を一部認容（謝罪広告、弁護 士費用）。熊本県議会議員への請求を棄却。	弁護士費用 のみ	II 5(1)
5	熊本水俣病待た せ賃訴訟 (S53.12 提訴)	認定遅延による精神的苦痛 の損害賠償請求訴訟 被告：国、熊本県	熊本地方裁判所 S58.7.20 判決【控訴】 国、熊本県への請求を一部認容。 福岡高等裁判所 S60.11.29 判決【上告】 第一審判決を一部変更。 最高裁判所第二小法廷 H3.4.26 判決【差戻】 控訴審判決のうち国及び熊本県が敗訴した 部分を破棄し、福岡高等裁判所に差戻し。 福岡高等裁判所 H8.9.27 判決【上告】 第一審判決を取り消し、国、熊本県への請求 を棄却。 最高裁判所第三小法廷 H13.2.13 判決【確定】 未認定患者の上告を棄却。	損害金 30～ 170 万円 慰謝料 15.5 ～46 万円	II 5(2)
6	熊本水俣病第三 次訴訟 (S55.5 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	〔第 1 陣〕熊本地方裁判所 S62.3.30 判決【控訴】 チッソ、国、熊本県への請求を一部認容。 福岡高等裁判所に係属後、H8.5 に和解又は 訴えの取下げ【終結】 〔第 2 陣〕熊本地方裁判所 H5.3.25 判決【控訴】 チッソ、国、熊本県への請求を一部認容。 福岡高等裁判所に係属後、H8.5 に和解又は 訴えの取下げ【終結】 〔第 3～16 陣〕熊本地方裁判所に係属後、 H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	慰謝料 300 ～2000 万円 一時金 260 万円 慰謝料 400 ～800 万円 一時金 260 万円 一時金 260 万円	II 2(2)
7	新潟水俣病第二 次訴訟 (S57.6 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：昭和電工、国	〔第 1 陣〕新潟地方裁判所 H4.3.31 判決【控訴】 昭和電工への請求を一部認容。国への請求 を棄却。 東京高等裁判所に係属後、H8.5 に和解又は 訴えの取下げ【終結】 〔第 2～8 陣〕新潟地方裁判所に係属後、 H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	慰謝料 250 ～750 万円 一時金 260 万円 一時金 260 万円	II 2(3)
8	水俣病関西訴訟 (S57.10 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	大阪地方裁判所 H6.7.11 判決【控訴】 チッソへの請求を一部認容。国及び熊本県 への請求を棄却。 大阪高等裁判所 H13.4.27 判決【上告】 チッソ、国、熊本県への請求を一部認容。国、 熊本県が上告。 最高裁判所第二小法廷 H16.10.15 判決【確定】 国、熊本県の上告を一部棄却。国、熊本県へ の請求の一部認容が確定。	慰謝料 300 ～800 万円 慰謝料 400 ～800 万円	II 3(1)
9	水俣病東京訴訟 (S59.5 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、チッソ子会 社 3 社、国、熊本県	〔一部原告〕東京地方裁判所 H4.2.7 判決【控訴】 チッソへの請求を一部認容。チッソ子会社、 国、熊本県への請求を棄却。 東京高等裁判所に係属後、H8.5 に和解又は 訴えの取下げ【終結】 〔他の原告〕東京地方裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	慰謝料 350 万円 一時金 260 万円 一時金 260 万円	II 2(4)
10	水俣病京都訴訟 (S60.11 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、チッソ子会 社 3 社、国、熊本県	〔一部原告〕京都地方裁判所 H5.11.26 判決 【控訴】 チッソ、国、熊本県への請求を一部認容。 チッソ子会社への請求を棄却。 大阪高等裁判所に係属後、H8.5 に和解又は 訴えの取下げ【終結】 〔他の原告〕京都地方裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	慰謝料 300 ～700 万円 一時金 260 万円 一時金 260 万円	II 2(5)

## (民事訴訟の続き)

No.	通称	概要	判決等	賠償額等	参照
11	水俣病福岡訴訟 (S63.2 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、チッソ子会社3社、国、熊本県	福岡地方裁判所に係属後、H8.5 に和解又は訴えの取下げ【終結】	一時金 260万円	Ⅱ 2(6)
12	ノーモア・ミナマタ熊本訴訟 (H17.10 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	熊本地方裁判所に係属後、H23.3 に和解【終結】	一時金 210万円	Ⅱ 3(2)
13	新潟水俣病第三次訴訟 (H19.4 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：昭和電工、国、新潟県	新潟地方裁判所 H27.3.23 判決【控訴】 昭和電工への請求を一部認容。国、新潟県への請求を棄却。東京高等裁判所に係属中。	賠償金 330～440万円	Ⅱ 3(3)
14	水俣病被害者互助会訴訟 (H19.10 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	熊本地方裁判所 H26.3.31 判決【控訴】 チッソ、国、熊本県への請求を一部認容。福岡高等裁判所に係属中。	慰謝料 200～400万円、重症者1億円	Ⅱ 3(4)
15	ノーモア・ミナマタ近畿訴訟 (H21.2 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	大阪地方裁判所に係属後、H23.3 に和解【終結】	一時金 210万円	Ⅱ 3(5)
16	新潟水俣病第四次訴訟 (H21.6 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：昭和電工、国	新潟地方裁判所に係属後、H23.3 に和解【終結】	一時金 210万円	Ⅱ 3(6)
17	水俣病補償金請求訴訟 (H21.7 提訴)	補償協定に基づく補償給付を受ける権利を有する地位にあることの確認と同協定が定める慰謝料等の支払いを求める訴訟 被告：チッソ	大阪地方裁判所 H22.9.30 判決【控訴】 原告の請求を棄却。 大阪高等裁判所 H23.5.31 判決【上告】 一審原告の控訴を棄却。 最高裁判所第二小法廷 H25.7.29 決定【確定】 一審原告の上告を棄却。		Ⅱ 5(3)
18	ノーモア・ミナマタ東京訴訟 (H22.2 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	東京地方裁判所に係属後、H23.3 に和解【終結】	一時金 210万円	Ⅱ 3(7)
19	ノーモア・ミナマタ第二次熊本訴訟 (H25.6 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	熊本地方裁判所に係属中。		Ⅱ 4(1)
20	新潟水俣病第五次訴訟 (H25.12 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：昭和電工、国	新潟地方裁判所に係属中。		Ⅱ 4(2)
21	ノーモア・ミナマタ第二次東京訴訟 (H26.8 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	東京地方裁判所に係属中。		Ⅱ 4(3)
22	ノーモア・ミナマタ第二次近畿訴訟 (H26.9 提訴)	罹患の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	大阪地方裁判所に係属中。		Ⅱ 4(4)
23	水俣病補償地位確認訴訟 (H26.12 提訴)	補償協定に基づく補償給付を受ける権利を有する地位にあることの確認を求める訴訟 被告：チッソ	大阪地方裁判所に係属中。		Ⅱ 5(4)
24	水俣病失業損害賠償請求訴訟 (H27.1 提訴)	症状悪化による失業に伴う経済的損失と精神的苦痛の損害賠償請求訴訟 被告：チッソ、国、熊本県	東京地方裁判所に係属中。		Ⅱ 5(5)

## ○行政訴訟

No.	通称	概要	判決等	参照
1	水俣病認定不作為違法確認訴訟 (S49.12 提訴)	不作為の違法確認を求める訴訟 被告：熊本県知事	熊本地方裁判所 S51.12.15 判決【確定】 熊本県知事への請求を一部認容。	Ⅲ 1(1)
2	水俣病認定申請棄却処分取消請求訴訟 (S53.11 提訴)	棄却処分の取消請求訴訟 被告：熊本県知事、鹿児島県知事	熊本地方裁判所 S61.3.27 判決【控訴】 両県知事への請求を認容。 判決後、熊本県知事を被告とする原告が訴えを取下げ【終結】 福岡高等裁判所 H9.3.11 判決【確定】 鹿児島県知事を被告とする訴えにつき、鹿児島県知事の控訴を棄却。	Ⅲ 1(2)
3	水俣湾内外周辺魚介類採捕禁止請求訴訟 (H2.3 提訴)	水俣湾等での漁獲禁止とそこで採れた魚介類の販売禁止の義務付けを求める訴訟 被告：厚生大臣、熊本県知事	熊本地方裁判所 H3.12.26 判決【控訴】 熊本県知事への請求を却下。 福岡高等裁判所 H4.8.6 判決【確定】 一審原告の控訴を棄却。	Ⅲ 3(1)
4	水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟 (M氏訴訟) (H13.12 提訴)	棄却処分の取消と認定の義務付けを求める訴訟 被告：熊本県、熊本県知事	熊本地方裁判所 H20.1.25 判決【控訴】 取消請求を棄却、義務付け請求を却下。 福岡高等裁判所 H24.2.27 判決【上告】 第一審判決を取り消し、一審原告の請求を認容。 最高裁判所第三小法廷 H25.4.16 判決【確定】 熊本県及び熊本県知事の上告を棄却。控訴審判決が確定。	Ⅲ 1(3)

(行政訴訟の続き)

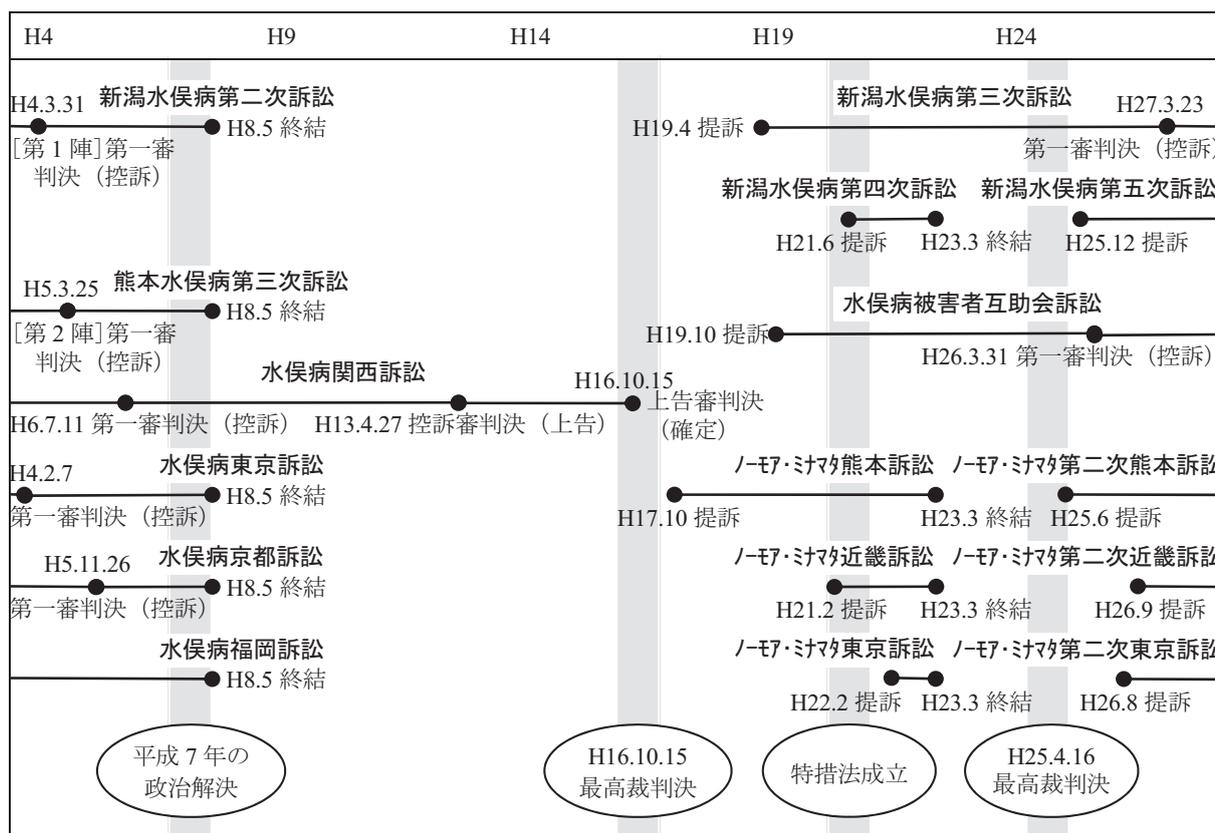
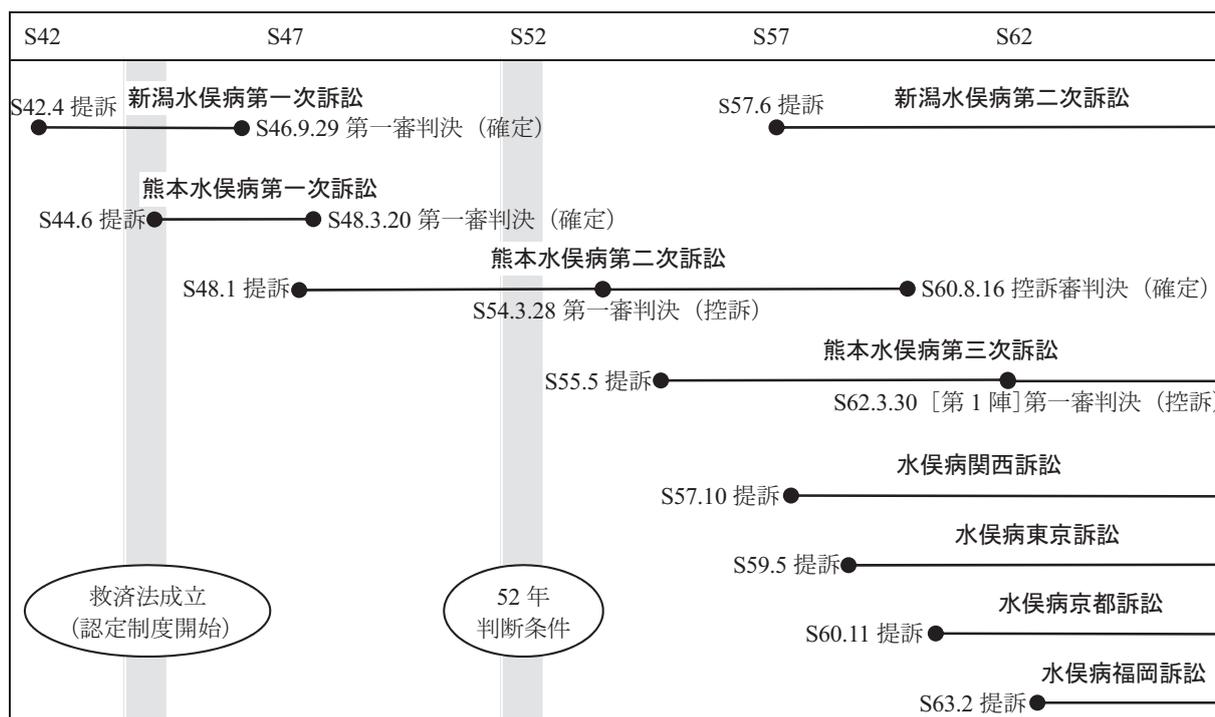
No.	通称	概要	判決等	参照
5	水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟 (F氏訴訟) (H19.5 提訴)	裁決の取消し(国)、棄却処分取消と認定の義務付け(熊本県)を求める訴訟 被告: 国、熊本県	大阪地方裁判所 H22.7.16 判決【控訴】 国への請求を却下、熊本県への請求を認容。 大阪高等裁判所 H24.4.12 判決【上告】 熊本県への取消請求を棄却、義務付け請求を却下。 最高裁判所第三小法廷 H25.4.16 判決【差戻】 控訴審判決を破棄し、大阪高等裁判所に差戻し。 熊本県が控訴を取下げ【確定】 大阪高等裁判所に係属後、熊本県が控訴を取り下げたため第一審判決が確定。	Ⅲ 1(4)
6	水俣病認定義務付け等請求訴訟 (K氏訴訟) (H19.5 提訴)	認定の義務付けと不作為の違法確認を求める訴訟 被告: 熊本県	原告が訴えを取下げ【終結】 熊本地方裁判所に係属後、患者認定がなされ原告が訴えを取り下げたため終結。	Ⅲ 1(5)
7	水俣病生活保護廃止決定取消請求訴訟 (H23.9 提訴)	廃止処分の取消しを求める訴訟 被告: 鹿児島県出水市	鹿児島地方裁判所 H27.4.7 判決【控訴】 出水市への請求を棄却。 福岡高等裁判所宮崎支部 H28.1.15 判決 一番原告の控訴を棄却。	Ⅲ 3(2)
8	新潟水俣病行政訴訟 (H25.12 提訴)	棄却処分の取消しと認定の義務付けを求める訴訟 被告: 新潟市	新潟地方裁判所に係属中。	Ⅲ 2(1)
9	水俣病認定基準通知差止め請求訴訟 (H26.2 提訴)	通知の取消し(国)と通知に基づく認定審査及び処分の差止め(熊本県)を求める訴訟 被告: 国、熊本県	東京地方裁判所 H26.8.8 判決【控訴】 国、熊本県への請求を却下。 東京高等裁判所 H27.6.25 判決【上告】 一番原告の控訴を棄却。 最高裁判所第三小法廷 H27.12.1 決定【確定】 一番原告の上告を棄却。第一審判決が確定。	Ⅲ 3(3)
10	水俣病障害補償費不支給決定取消請求訴訟 (H26.3 提訴)	公健法に基づく障害補償費支給の不支給決定の取消しと義務付けを求める訴訟 被告: 熊本県	熊本地方裁判所 H27.3.30 判決【控訴】 熊本県への取消請求を棄却、義務付け請求を却下。 福岡高等裁判所に係属中。	Ⅲ 3(4)
11	水俣病集団食中毒住民調査義務付け請求訴訟 (S氏訴訟) (H26.5 提訴)	水俣病を食中毒事件として調査しないことの違法確認と食品衛生法に基づく調査の義務付けを求める訴訟 被告: 国、熊本県	東京地方裁判所 H28.1.27 判決【控訴】 国及び熊本県への請求を却下。 東京高等裁判所に係属中。	Ⅲ 3(5)
12	水俣病集団食中毒住民調査義務付け請求訴訟 (T氏訴訟) (H27.9 提訴)	食品衛生法に基づく調査の義務付けを求める訴訟 被告: 国、熊本県、鹿児島県	東京地方裁判所に係属中。	Ⅲ 3(6)
13	水俣病認定義務付け等請求訴訟 (互助会訴訟) (H27.10 提訴)	不作為の違法確認と認定の義務付け等を求める訴訟 被告: 熊本県、鹿児島県	熊本地方裁判所に係属中。	Ⅲ 2(2)

○刑事訴訟

No.	通称	概要	判決等	参照
1	チッソ補償交渉事件 (K氏事件) (S47.12 起訴)	傷害の容疑で起訴 被告人: 認定患者	東京地方裁判所 S50.1.13 判決【控訴】 傷害罪で罰金5万円(執行猶予1年)。被告人側が控訴。 東京高等裁判所 S52.6.14 判決【上告】 公訴を棄却。検察官が上告。 最高裁判所第一小法廷 S55.12.17 決定【確定】 上告を棄却。控訴審判決(第一審の有罪判決を破棄)が確定。	Ⅳ 1(1)
2	水俣病ニセ患者発言抗議事件 (S50.10 起訴)	公務執行妨害、傷害の容疑で起訴 被告人: 認定申請者等4人	熊本地方裁判所 S55.3.18 判決【控訴】 公務執行妨害罪、傷害罪で被告人4人をそれぞれ懲役4月(執行猶予2年)。被告人側が控訴。 福岡高等裁判所 S61.4.18 判決【上告】 被告人側の控訴を棄却。 最高裁判所第一小法廷 H1.3.10 決定【確定】 被告人側の上告を棄却。被告人の有罪判決が確定。	Ⅳ 1(2)
3	熊本水俣病刑事事件 (S51.5 起訴)	業務上過失致死傷の容疑で起訴 被告人: チッソの元社長及び元水俣工場長	熊本地方裁判所 S54.3.22 判決【控訴】 業務上過失致死罪で被告人2人をそれぞれ禁固2年(執行猶予3年)。被告人側が控訴。 福岡高等裁判所 S57.9.6 判決【上告】 被告人側の控訴を棄却。 最高裁判所第三小法廷 S63.2.29 決定【確定】 被告人側の上告を棄却。被告人の有罪判決が確定。	Ⅳ 1(3)

(備考) 提訴年月は、初めに提訴があった年月。参照欄は、該当する本文中の項目番号。  
(出典) 筆者作成。

別図 水俣病訴訟（主な損害賠償請求訴訟）の時系列図



(出典) 筆者作成。

(えんどう まさひろ・科学技術室)

(本稿は、筆者が農林環境課在職中に執筆したものである。)